

令和 2 年度  
包括外部監査結果報告書

令和 3 年 2 月

秋田市包括外部監査人  
公認会計士 吉岡 順子

## (本報告書における記載内容の注意事項)

### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

### 2. 報告書の数値の出所

報告書の数値等の資料は、原則全て出所を明示している。また、包括外部監査人が作成したものについてもその旨明示している。

### 3. 報告書の資料等の出所

監査チーム以外の資料等を利用した場合も含めて、資料等の出所は明示している。

### 4. 指摘事項及び意見について

本報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載する。【指摘事項】(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の結果に関する報告)は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、秋田市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の意見に関する事項)は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、質的、金銭的に重要性が高いと監査人が判断した場合には【指摘事項】としている。

### 5. 省略について

省略する場合には、(以下、「〇〇」という。)と記載している。なお、省略は事業項目(1. 2. …)ごとに行っているため、事業項目が変われば再度省略について説明している。

### 6. 所管課について

「第3 対象とした組織及び事業の範囲」における組織は、監査の対象期間である令和元年

度時点の担当課である(【図表 1】(5 ページ)参照)。



## 目 次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 外部監査の実施期間 .....	1
5. 監査対象部局 .....	1
6. 事件を選定した理由 .....	1
7. 外部監査の実施体制 .....	2
8. 利害関係 .....	2
<b>第2 外部監査の方法</b> .....	<b>3</b>
1. 監査の視点 .....	3
2. 実施した監査の手続き.....	4
<b>第3 対象とした組織及び事業の範囲</b> .....	<b>5</b>
1. 産業振興部について.....	5
2. 監査対象事業 .....	13
3. 監査結果総括 .....	17
<b>第4 外部監査対象の概要と結論(総論)</b> .....	<b>18</b>
<b>I 秋田市の中小企業支援策の概要</b> .....	<b>18</b>
1. 秋田市の中小企業の現状と重点ポイント .....	18
2. 施策の方向性 .....	19
3. 監査対象事業に対する意見(総論編).....	23
<b>II 秋田市の農業政策の概要</b> .....	<b>26</b>
1. 前提となる概念(6次産業論) .....	26
2. 農林水産業の現状と計画等 .....	29
3. 監査対象事業に対する意見(総論編).....	33
<b>第5 外部監査の概要と結論(各論)</b> .....	<b>34</b>
<b>I 中小企業振興基本条例推進事業</b> .....	<b>34</b>
1. 創業支援拠点整備事業 .....	34
2. 中小企業成長支援事業 .....	48
3. 推進会議関連経費.....	54
<b>II 企業立地・事業拡大の推進</b> .....	<b>60</b>
1. 商工業振興奨励措置事業.....	60
2. 中小企業融資あっせん事業 .....	68
<b>III 企業の活性化の推進</b> .....	<b>73</b>
1. 中小企業金融対策事業 .....	73
2. 創業支援事業.....	81
3. 商店街空き店舗対策事業.....	89

4. キャッシュレス化対応検討経費 .....	93
<b>IV 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出.....</b>	<b>95</b>
1. 6次産業化シーズ育成事業 .....	95
2. 6次産業化起業・事業拡大支援事業.....	97
3. 農商工連携ビジネス支援事業 .....	100
4. 地域特産品販売促進等事業 .....	101

## 第 1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

「地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について」

### 3. 外部監査対象期間

令和元年度(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて他の年度も含む。

### 4. 外部監査の実施期間

令和 2 年 7 月 10 日から令和 3 年 2 月 12 日まで

### 5. 監査対象部局

産業振興部

### 6. 事件を選定した理由

秋田市の人口は、自然減に加え、社会減も相まって、急激な人口減少局面に入った。この傾向が継続した場合、2040 年には約 23 万 5 千人まで人口は減少し、かつ老年人口割合が約 42%に達するものと予想されている。(注 1)

そこで、秋田市では、国や秋田県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、老年人口の増加を踏まえた独自の視点として、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくりを推進するため、「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年にわたり、5 つの基本目標を設定し、達成するための戦略を立案するとともに、第 13 次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を策定し、平成 28 年度から令和 2 年度まで成長戦略の推進に取り組むとしている。

前期成長戦略に対する市民アンケートの結果、満足度が最も低く、「少子化の要因」や「秋田市に住み続けるために必要なこと」として、ニーズが最も高かったため、今回の成長戦略の 1 番目に掲げた「地域産業の振興と雇用の創出」は、人口減少の抑制と地方創生の実現を目指し、特に重点的に取り組む戦略である。ビジネスチャンスをとらえた産業を創出するため、新分

テーマ: 地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について

野への進出や事業拡大などに取り組む意欲ある中小企業の成長を後押しするほか、秋田市ならではの農地と都市が近接している環境を活かした6次産業化の推進などに取り組むとしている。喫緊の最重要課題である人口減少対策に関する事業のうち、産業経済基盤を強化することは、地域の活力を高め、持続的な成長を可能にすると考えられ、秋田市にとって重要なテーマである。

以上から、秋田市の地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について検討することは重要であり、また、過去に秋田市の包括外部監査において当該事務を事件(テーマ)としていないことから、令和2年度の包括外部監査の事件(テーマ)として有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

なお、今年度の監査は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、感染予防のため、三密を避け、実施者各々の事務所でのリモートワークや、非対面でのヒアリングを取り入れて実施したことを付言しておきます。

(注1)「秋田市人口ビジョン」(平成28年3月、秋田市)による

## 7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	吉岡 順子
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	須賀 豊彦
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	守泉 誠
	公認会計士	渡邊 雅章

## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の方法

### 1. 監査の視点

#### (1) 規則等への準拠性の視点

規則等への準拠性は、秋田市の「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「新・県都『あきた』成長プラン」に関する事業の各種事務手続きが各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。

監査においては、対象事業の、1)平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の決算額の推移及び令和元年度の予算額、2)令和元年度の事業費の内容、3)令和元年度決算額の財源構成の内容等について分析的に監査を実施した。また、事業費の内、重要な費目については、支出根拠資料一式を入手することによって支出の適正性を確認した。具体的に入手した資料は、契約締結伺、契約書、仕様書、設計書、予定価格調書、入札書・入札結果表、見積書、支出負担行為書、実施計画、実施報告(支出報告書を含む)、成果物、納品書、請求書、検査調書、支出命令、その他実績(成果)に関する資料、データなどである。

#### (2) 事業の有効性の視点

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。秋田市では、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間を計画期間とする第 13 次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」を作成し、その実現に向けて推進してきた。この中の成長戦略の1つである「地域産業の振興と雇用の創出」が、人口減少の抑制と地方創生の実現にとって有効な事業となっているかが視点となる。

#### (3) 事業の経済性の視点

経済性とは、事務・事業の遂行に当たり、より少ない予算で事務・事業が遂行できるかという視点である。具体的には、一般財源の持ち出しの程度が分析内容となる。監査の実施においては、過去数年間の行政収支差額の推移の分析によって、各事業における経済性の改善又は悪化の状況について確認することとなる。また、経済性が悪化している場合には、その原因についても分析した上で、改善策を提案する必要がある。秋田市においては、限られた予算で事業を推進する必要があるため、この視点は重要となる。但し、効果を度外視して予算の削減を図る場合などは問題となる。

#### (4) 事業の効率性の視点

効率性とは、成果に対してより少ない経費・労力で事業が執行されているかという視点であり、具体的には、産業振興部が実施する各事業が、財政制約の中で効率的に実施されているかという視点である。監査の実施においては、各事業について、事業の成果とコストとの関係

を分析することによって、効率的に事業が推進されているかどうかについて確認することとなる。

## 2. 実施した監査の手続き

- ① 監査対象に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関係諸法令、条例及び規則等の閲覧を実施した。
- ② 対象事業の根拠となる各種計画等に従って事務が適切に行われ、計画等の効果、成果が現れていることを確認するためにヒアリング、関連資料の閲覧及び資料の検証を実施した。会議においては、議事録等を確認した。
- ③ 重要な契約については、当該契約の適法性、妥当性を判断するため、その手続き、契約書の内容等につき、ヒアリング、関連資料の閲覧等を実施した。
- ④ 件数の多い案件については、その重要性の高いものをサンプルとして抽出し、当該資料の検証を行った。
- ⑤ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。
- ⑥ 監査対象年度については令和元年度であるが、対象事業の把握において必要がある場合には、対象年度以前、対象年度以降直近の状況も含めて監査手続きを実施した。
- ⑦ 事務の執行については原則的には監査対象年度の予算・実績の金額を対象としているが、必要に応じて過去に遡り3年間の実績金額を把握し記載したものもある。

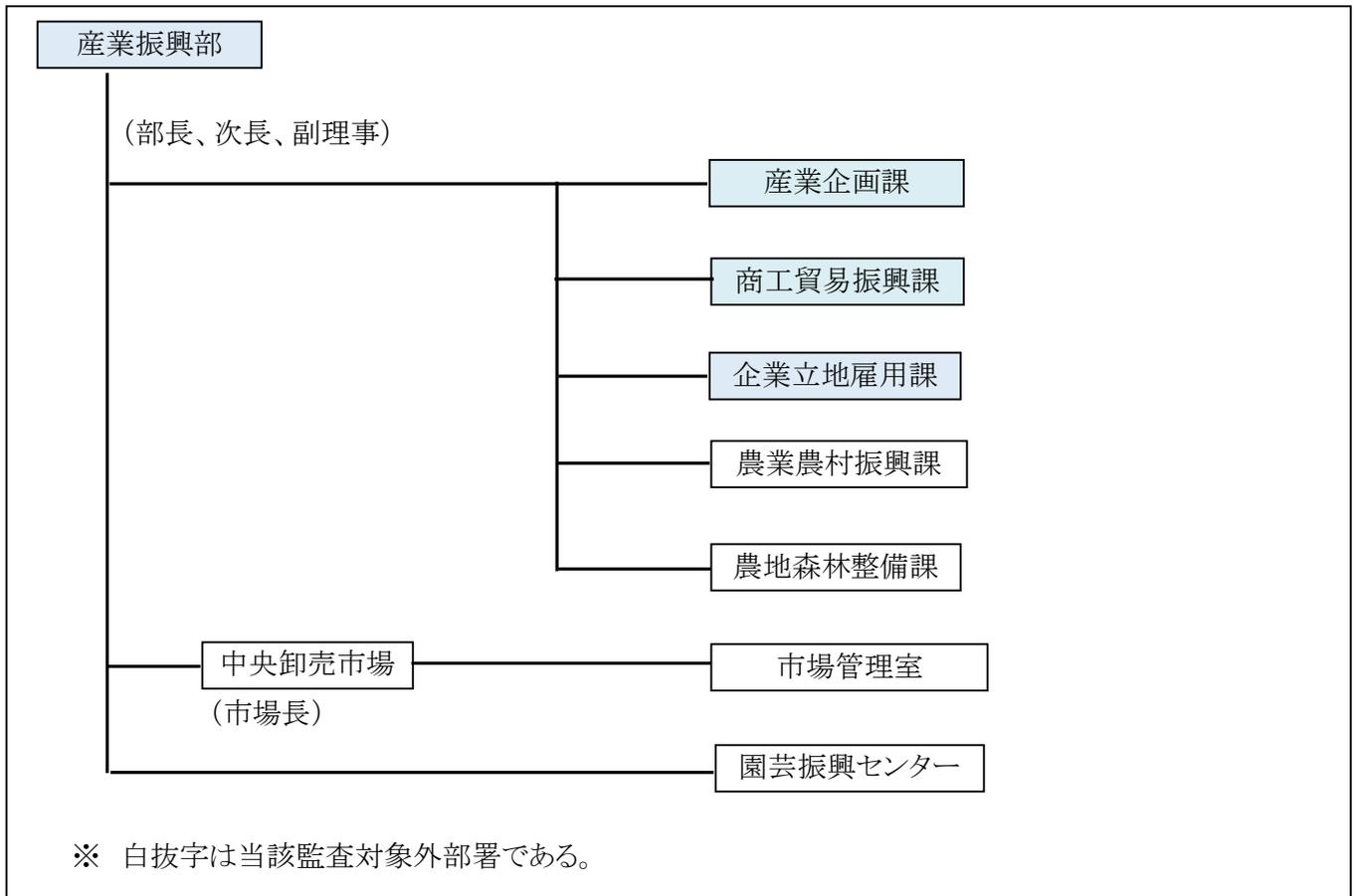
### 第3 対象とした組織及び事業の範囲

#### 1. 産業振興部について

監査の対象は、地域産業の振興と雇用の創出に関連する事業の内、令和元年度に産業振興部が所管した事業とした。

監査の対象年度である令和元年度の産業振興部の組織は以下のとおりである。

【図表 1】 令和元年度産業振興部の組織図



(出所)市資料より監査人が作成した。

各担当課の事務分掌及び職員の構成は以下のとおりである。

(1)産業企画課

【図表 2】職員の構成(産業企画課)

(単位:人)

区分	正規職員				非正規職員	
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用	嘱託職員
総務企画担当	1	1	-	-	-	-
6次産業・販売戦略担当	-	-	-	8	-	-
兼務職員(雄和市民サービスセンター)	1	-	1	5	-	3
	-	-	-	4	-	-
合計	2	1	1	17	-	3

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成(令和2年3月31日現在)

(注)課長は副理事を兼務している。

【事務分掌】

- ① 産業施策に係る企画および調整に関すること。
- ② 農商工連携に関すること。
- ③ 六次産業化に関すること。
- ④ 都市農村交流に関すること。
- ⑤ 市民農園に関すること。
- ⑥ 物産および工芸品の振興に関すること。
- ⑦ 職業訓練センターに関すること。
- ⑧ 中高年齢労働者福祉センターに関すること。
- ⑨ 勤労者体育センターに関すること。
- ⑩ 勤労者総合福祉センターに関すること。
- ⑪ リフレッシュガーデンに関すること。
- ⑫ 工業用地に関すること。
- ⑬ 河辺三内段山村広場に関すること。
- ⑭ 河辺岡村農村公園に関すること。
- ⑮ 雄和体験学習交流施設に関すること。
- ⑯ 河辺生産物直売所施設に関すること。
- ⑰ 農山村地域活性化センターに関すること。
- ⑱ 部内の連絡調整に関すること。
- ⑲ 部の予算経理に関すること。

## (2) 商工貿易振興課

【図表 3】職員の構成(商工貿易振興課)

(単位:人)

区分	正規職員				非正規職員	
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用	嘱託職員
商工振興担当	1	1	-	-	-	-
創業支援担当	-	-	-	6	-	1
貿易振興担当	1	-	-	-	1	-
	-	-	1	1	-	-
合計	2	1	1	7	1	1

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成(令和2年3月31日現在)

(注)課長は副理事を兼務している。

## 【事務分掌】

- ① 商業の振興に関すること。
- ② 中小企業および中小企業団体の育成指導に関すること。
- ③ 融資の相談およびあっせんに関すること。
- ④ 商店および商店街の育成指導に関すること。
- ⑤ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく届出等に関すること。
- ⑥ 鉱工業等の振興に関すること。
- ⑦ 鉱業権に関すること。
- ⑧ 設備投資資金等の融資の相談およびあっせんに関すること。
- ⑨ 貿易の振興に関すること。
- ⑩ 港湾の整備および利用の促進に関すること。
- ⑪ 漂流物(河川における漂流物を除く。)の処理に関すること。
- ⑫ 創業支援に関すること。
- ⑬ チャレンジオフィスあきたに関すること。
- ⑭ 中小企業振興推進会議に関すること。
- ⑮ 関係機関および諸団体との連絡調整に関すること。

(3)企業立地雇用課

【図表 4】職員の構成(企業立地雇用課)

(単位:人)

区分	正規職員				非正規職員	
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用	嘱託職員
企業集積担当	1	-	-	-	-	-
雇用労働担当	-	-	-	3	-	-
	-	-	1	3	-	-
合計	1	-	1	6	-	-

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成(令和2年3月31日現在)

【事務分掌】

- ① 企業誘致および企業集積に関すること。
- ② 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく届出等に関すること。
- ③ 技能功労者等の表彰に関すること。
- ④ 勤労者の福祉に関すること。
- ⑤ 雇用の促進および労働相談に関すること。
- ⑥ 労働に関する情報および資料の収集に関すること。

(4)農業農村振興課(参考)

【図表 5】職員の構成(農業農村振興課)

(単位:人)

区分	正規職員				非正規職員	
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用	嘱託職員
生産振興担当	1	1	-	-	-	-
人・農地担当	-	-	1	4	-	3
農業農村振興課付	-	-	1	5	-	-
兼務職員(河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター)	-	-	-	1	-	-
	-	-	1	4	-	-
合計	1	1	3	14	-	3

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成(令和2年3月31日現在)

【事務分掌】

- ① 土地改良事業に係る施策の企画に関すること。
- ② 農業振興地域に関すること。

- ③ 農業協同組合等の土地改良事業の施行、換地計画および交換分合計画の認可等に関すること。
- ④ 山村振興に係る整備計画に関すること。
- ⑤ 食育に関すること。
- ⑥ 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- ⑦ 農業者年金事業に関すること。
- ⑧ 農地の転用の許可等に関すること。
- ⑨ 農地等の賃貸借の解除等の許可等に関すること。
- ⑩ 農林漁業融資に関すること。
- ⑪ 農業の担い手の育成に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ⑫ 農業経営の集団化に関すること。
- ⑬ 集落営農に関すること。
- ⑭ 農業生産基盤の整備に関すること。
- ⑮ 稲作および大豆の生産の振興に関すること。
- ⑯ 家畜の改良、増殖および導入に関すること。
- ⑰ 家畜防疫および畜産経営環境整備に関すること。
- ⑱ 沿岸漁業に関すること。
- ⑲ 内水面漁業に関すること。
- ⑳ 農畜水産物の流通および販売促進に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ㉑ 農業団体の育成指導に関すること。
- ㉒ 米の生産調整、流通および販売促進に関すること。

(5)農地森林整備課(参考)

【図表 6】職員の構成(農地森林整備課)

(単位:人)

区分	正規職員				非正規職員	
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用	嘱託職員
整備担当	2	-	-	-	-	-
林務担当	-	-	2	6	1	-
	-	-	2	5	-	-
合計	2	-	4	11	1	-

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成(令和2年3月31日現在)

【事務分掌】

- ① 土地改良事業の調査、計画および指導に関すること。

- ② ほ場整備事業に関すること。
- ③ 農業水利および老朽ため池事業に関すること。
- ④ 農道整備および舗装事業に関すること。
- ⑤ 農業用土地造成事業に関すること。
- ⑥ 農業施設の災害復旧事業に関すること。
- ⑦ 土地改良補助事業に関すること。
- ⑧ 土地改良事業団体の育成指導に関すること。
- ⑨ 土地改良区の施設等の管理規程に関すること。
- ⑩ 多面的機能支払交付金に関すること。
- ⑪ 民有林の経営指導に関すること。
- ⑫ 入会林野に関すること。
- ⑬ 保安林に関すること。
- ⑭ 森林の病虫害に関すること。
- ⑮ 山火事予防および林野の火入れに関すること。
- ⑯ 林業団体の育成指導に関すること。
- ⑰ 狩猟および鳥獣の捕獲等の許可等に関すること。
- ⑱ 特用林産物に関すること。
- ⑲ 林道および作業道に関すること。
- ⑳ 治山に関すること。
- ㉑ 自然公園の運営管理に関すること。
- ㉒ 市有林に関すること。
- ㉓ 分収林に関すること。
- ㉔ 法定外公共物(市街化区域外の区域等の道路、水路およびため池等であるものに限る。)の財産管理および機能管理に関すること。
- ㉕ 林業施設等の災害復旧事業に関すること。

(6)市場管理室(参考)

【図表 7】職員の構成(市場管理室)

(単位:人)

区分	正規職員				非正規職員	
	副理事	課長	副参事	その他	再任用	嘱託職員
市場長	1	-	-	-	-	-
市場管理室	-	1	-	5	-	-
合計	1	1	-	5	-	-

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成(令和2年3月31日現在)

(注)市場長は副理事を兼務している。

【事務分掌】
① 中央卸売市場の運営および企画調整に関すること。
② 市場施設(中央卸売市場の市場施設に限る。以下同じ。)の維持管理に関すること。
③ 使用料その他の収入調定および徴収に関すること。
④ 市場施設の整備計画に関すること。
⑤ 市場施設の使用許可に関すること。
⑥ 場内営業許可に関すること。
⑦ 中央卸売市場運営協議会に関すること。
⑧ 中央卸売市場取引委員会に関すること。
⑨ 売買参加者の承認および買出人の登録に関すること。
⑩ 調査統計に関すること。
⑪ 仲卸業者の許可に関すること。
⑫ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者および買出人の取引業務の指導監督に関すること。
⑬ 卸売業者および仲卸業者の財務業務の検査および指導に関すること。
⑭ 取引業務の日報、月報の作成に関すること。
⑮ 事故品の検査および処理に関すること。
⑯ 取扱品の売買仕切金決済業務の指導に関すること。
⑰ 公設地方卸売市場に関すること。

(7)園芸振興センター(参考)

【図表 8】職員の構成(園芸振興センター)

(単位:人)

区分	正規職員				非正規職員	
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用	嘱託職員
所長	1	-	-	-	-	-
園芸振興担当	-	-	1	3	2	-
研修・指導担当	-	-	1	-	-	3
農場管理担当	-	-	-	-	1	9
合計	1	-	2	3	3	12

(出所)秋田市提出資料より監査人が作成(令和2年3月31日現在)

【事務分掌】
① 園芸作物の生産の振興に関すること。
② 園芸作物の流通および販売促進に関すること。

テーマ:地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について

- ③ 園芸作物の担い手の育成に関する事。
- ④ 園芸作物に係る研修に関する事。
- ⑤ 園芸振興センターの管理運営に関する事。

## 2. 監査対象事業

監査対象とした事業及び令和元年度の決算額は以下のとおりである。

### (1) 中小企業振興基本条例推進事業

#### 【施策の概要】

中小企業振興基本条例の制定を契機とし、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、秋田市の経済の持続的な発展および市民生活の向上を目指す。

事業名	概要	所管課	令和元年度 決算額(千円)
創業支援拠点整備事業 (新規事業、成長戦略)	創業や新たな事業の創出促進に関する取組拡充のため、秋田市インキュベーション施設を中心市街地空きオフィスへ移転し、起業家同士の交流促進および創業機運の醸成を図る。	商工貿易振興課	46,591
中小企業成長支援事業 (新規事業、成長戦略)	官民一体となった中小企業成長支援ファンドを創設し、創業期から成長・成熟期までを横断的に支援する体制を構築する。	商工貿易振興課	50,000
推進会議関連経費 (新規事業、成長戦略)	秋田市中心小企業振興推進会議を設置し、指針内容の検討や各種施策の検証・評価を行うとともに、条例シンポジウムを開催する。	商工貿易振興課	210

### (2) 企業立地・事業拡大の推進

#### 【施策の概要】

新たな企業の立地や既存企業の事業の拡大、経営基盤の強化について金融的支援を行うことにより、もって企業を活性化し雇用の促進を図ることを目的とする。

事業名	概要	所管課	令和元年度 決算額(千円)
商工業振興奨励措置事業(成長戦略)	秋田市産業の活性化と雇用機会の拡大を図るため、誘致企業等が行う工場等の新增設に対し助成を行う。	企業立地雇用課	274,377
中小企業融資あっせん事業	新規設備投資事業や秋田市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者(製造業、製造小売業等)を対象に、長期・低利の融資あっせんおよび利子補給を行う。	商工貿易振興課	224,230
中小企業金融対策事業(成長戦略)	中小企業の経営基盤の強化を図るため、金融機関に融資原資を預託し、信用保証協会の信用保証付きの長期・低利の融資あっせんを行う。	商工貿易振興課	6,173,479

### (3) 企業の活性化の推進

#### 【施策の概要】

中小企業の経営基盤の強化を図るための金融的支援や創業の支援や既存の空き店舗の活用の支援を行うことにより、もって企業の活性化の推進に寄与することを目的とする。

事業名	概要	所管課	令和元年度 決算額(千円)
中小企業金融対策事業(成長戦略)(再掲)	中小企業の経営基盤の強化を図るため、金融機関に融資原資を預託し、信用保証協会の信用保証付きの長期・低利の融資あっせんを行う。	商工貿易振興課	6,173,479

### 第3 対象とした組織及び事業の範囲

事業名	概要	所管課	令和元年度 決算額(千円)
創業支援事業 (成長戦略)	起業を目指す方や創業間もない企業、新分野進出を図る企業等に対し、事業に必要な知識、ノウハウなどのソフト支援サービスを行うとともに、秋田市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとする方などに対して、必要経費の一部を補助する。	商工貿易振興課	8,055
チャレンジオフィスあきた 運営経費	新規創業者等に創業支援室を低料金で提供することにより、起業家の育成や企業活動の活性化、新たなビジネスチャンスの創出を支援する。	商工貿易振興課	17,706
商店街空き店舗対策事業 (成長戦略)	秋田市立地適正化計画における都市機能誘導区域内および秋田市商店街連盟に加盟する商店街において、中小企業者の空き店舗等への新規出店に際し、補助制度により商業集積を促進する。	商工貿易振興課	3,690
キャッシュレス化対応検討経費(新規事業、成長戦略)	関連技術の動向や先進地の取組等を踏まえながら、本市における決済のキャッシュレス化について、対応方針を検討する。	産業企画課	166

#### (4)戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出

##### 【施策の概要】

6次産業化政策を基本に、農商工連携支援ビジネスの振興を行うことを目的とする。

テーマ: 地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について

事業名	概要	所管課	令和元年度 決算額(千円)
6次産業化シーズ育成事業(成長戦略)	6次産業化に大きな可能性を持つシーズ(種)の育成を目的に、6次産業化を通じた地域活性化に取り組む農村地域への支援や、6次産業化の実践者又は実践に意欲を持つ農業者に対する技術向上のための加工研修を行う。	産業企画課	4,653
6次産業化起業・事業拡大支援事業(成長戦略)	専任指導員によるサポートや事業化支援等により、6次産業化に取り組む農業者等の所得向上や雇用の創出を図る。	産業企画課	12,823
農商工連携ビジネス支援事業(成長戦略)	農業者および商工業者等のマッチングを支援し、農商工連携ビジネスの推進を図るとともに、アグリビジネスへの新規参入を目指す事業家の発掘と育成を行う。	産業企画課	5,956
地域特産品販売促進等事業(成長戦略)	県内商工業者とのマッチング商談会の開催や市内外の展示会への出展を支援するとともに、首都圏等への地域特産品等のセールスプロモーションを積極的に展開することにより、地元産品の知名度向上と販売促進を図る。	産業企画課	3,686

## 3. 監査結果総括

事業名等	指摘事項数	意見数	合計
第4 外部監査対象の概要(総論)			
Ⅰ 秋田市の中小企業支援策の概要	-	3	3
Ⅱ 秋田市の農業政策の概要	-	1	1
第5 外部監査対象の概要(各論)			
Ⅰ 中小企業振興基本条例推進事業	3	11	14
Ⅱ 企業立地・事業拡大の推進	5	2	7
Ⅲ 企業の活性化の推進	4	9	13
Ⅳ 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出	-	5	5
合計	12	31	43

## 第4 外部監査対象の概要と結論(総論)

以下においては、後述する各論の事業に関する前提となる考え方や基準となる計画等の概要を示すとともに、各分野にまたがる論点についての指摘・意見を示すものである。

### I 秋田市の中小企業支援策の概要

#### 1. 秋田市の中小企業の現状と重点ポイント<sup>1</sup>

##### (1) 秋田市の中小企業の現状

秋田市の人口は、国立社会保障人口問題研究所によると、平成 22 年(2010 年)の約 32 万 4 千人から、30 年後の令和 22 年(2040 年)には約 23 万 5 千人まで減少すると推計されている。これは昭和 45 年(1970 年)当時と同規模であるが、老年の人口割合が約 42%(1970 年当時は約 6%)という違いが大きな問題である<sup>2</sup>。

一方、経済面の現状では、秋田市の平成 25 年(2013 年)における地域経済循環率は 107.9%と、秋田県全体の 88.4%と比較すると高く、支出の地域外からの流入が大きいという特徴が見られるとされる<sup>3</sup>。つまり、秋田市は、観光や買い物による消費と生産物・サービスの販売による所得の流入が大きな強みとなっており、秋田県全体と比較しても、支出の面での地域外への生産物・サービスの販売による所得の流入が大きくなっているという傾向が示されている。

経済的には、平成 13 年(2001 年)から平成 26 年(2014 年)の間に、事業所数、従業員数とも減少する中で、「サービス業」「医療福祉」「教育・研究」の事業所数、従業員数は大きく増加しており、付加価値額の面でも、「サービス業」「医療・福祉」、「教育・研究」が大きく、特に「サービス業」については、外貨を稼ぐ産業となっていることが示されている<sup>4</sup>。

このため、人口や事業所数の減少と高齢化が進み、マーケットが縮小していく中で、今後は生産性を向上させながら、さらに市外への生産物やサービスの販売を強化することにより、市内の経済循環を高めることが重要になっている。

このような現状に対し、秋田市は平成 30 年 12 月 20 日「秋田市中企業振興基本条例」を制定し、同条例第 9 条の規定に基づき「秋田市中企業振興指針」を策定している。当該指針の重点ポイントは以下のとおりである。

- 
- 1 「秋田市中企業振興指針」(令和 2 年 3 月 31 日、秋田市)を要約している。
  - 2 第13次秋田市総合計画による。
  - 3 地域内企業活動を通じて生産された付加価値は、労働者所得や企業所得として分配され、消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流する。地域経済の自立度を測定するには、この「地域経済循環率」を把握することが効果的であると言われる。当該指標は、域内で生み出された所得がどの程度域内に環流しているかを把握するものである。
  - 4 「RESAS による秋田の地域経済分析報告書」(秋田県)による。

**(2) 重点ポイント**

上記の現状、アンケート調査結果、及び中小企業振興推進会議等の意見を踏まえ、以下の点が重点ポイントとして示された。

**【図表 9】 重点ポイント**

基本施策	重点ポイント
経営基盤の強化を図ること	資金供給制度の充実や相談体制等の整備、事業承継の円滑化により、経営基盤の強化を図ります。
新たな市場の開拓等を図ること	新たな商談機会の創出や積極的なセールスプロモーションなどにより、国内外での新たな市場開拓等を図ります。
製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること	生産性向上等に向けた設備投資の促進や産学官連携、企業連携などにより、付加価値の高い商品やサービスの創出を促進し、中小企業の競争力強化を図ります。
新たな事業の創出の促進を図ること	創業を促進するとともに、創業機運の醸成や起業家交流、事業拡大に向けた支援などにより、新事業の創出促進を図ります。
地域の特性に応じた事業活動の促進を図ること	魅力ある商店街づくりや6次産業化、地域資源を活用した商品開発等への支援のほか、インバウンド需要の取込みやスポーツ・文化資源の活用等により、地域特性に応じた事業活動の促進を図ります。
人材の育成および確保を図ること	若者の地元定着やAターン就職等を促進するとともに、女性や高齢者の活躍を支援することなどにより、人材の育成や確保を図ります。
小規模企業者に必要な支援を行うこと	円滑な資金供給や経営相談、事業承継、空き店舗等出店促進、起業促進などにより、小規模企業者の主体的な取組を支援します。

(出所)「秋田市中心企業振興指針」(令和2年3月31日、秋田市)

**2. 施策の方向性**

上記を受けて、秋田市では施策の方向性を以下のようにまとめている。

**【図表 10】 施策の方向性**

基本施策	取組	主な事業
経営基盤の強化を図ること	融資あつせん制度等による資金供給	中小企業金融対策事業
		中小企業融資あつせん事業
		中小企業成長支援事業

テーマ: 地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について

基本施策	取組	主な事業
	経営基盤の強化に向けた 相談・支援体制の整備	中小企業診断士無料相談
		チャレンジオフィスあきた運営 <b>(新)起業家成長支援事業</b>
	事業承継の円滑化支援	中小企業成長支援事業(再)
		<b>(新)事業承継支援事業</b>
新たな市場の開拓等を図る こと	国内外における商談会へ の参加促進	海外展開促進事業
		地域特産品販売促進等事業
	新市場および販路の開拓 や企業取引の拡大	対岸経済交流事業
		地域特産品販売促進等事業 (再)
		農業ブランド確立事業
		中小企業金融対策事業(再)
製品又は役務の価値の増加 による競争力の強化を図るこ と	設備投資の促進	中小企業金融対策事業(再)
		中小企業融資あっせん事業 (再)
		<b>(拡充)商工業振興奨励措置 事業</b>
		生産性向上特別措置法に基 づく先端設備等導入計画の推 進および固定資産税の免除
	産学官連携の促進と産業 デザインの活用	創業支援事業
		チャレンジオフィスあきた運営 (再)
		<b>(新)ビジネススタートアップ支 援事業</b>
	企業連携の促進による競 争力強化	地域未来投資促進法に基づく 基本計画策定および対象事 業の促進
		<b>(拡充)商工業振興奨励措置 事業(再)</b>
	新たな事業の創出の促進を 図ること	創業の促進
創業支援事業(再)		
企業成長支援事業		

第4 外部監査対象の概要と結論(総論)

基本施策	取組	主な事業
		(新)クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業
	創業機運の醸成や起業家交流の促進	(新)ビジネススタートアップ支援事業(再)
		チャレンジオフィスあきた運営(再)
	第二創業や新分野進出など事業拡大の促進	中小企業成長支援事業(再)
		生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の推進および固定資産税の免除(再)
		(拡充)商工業振興奨励措置事業(再)
地域の特性に応じた事業活動の促進を図ること	商店街の振興	商店街振興事業
		(新)ICT商店街モデル事業
		商店街空き店舗対策事業
		中心市街地商業集積促進事業
	6次産業化、農商工連携の推進	6次産業化起業・事業拡大支援事業
		農商工連携ビジネス支援事業
		農業ブランド確立事業(再)
		(新)地産地消市民サポーター事業
	地域資源を活用した商品開発や技術継承の促進	6次産業化起業・事業拡大支援事業(再)
		農業ブランド確立事業(再)
		創業支援事業(再)
		技能功労者・優秀技能者表彰制度
	観光インバウンドによる交流促進	インバウンド誘客促進事業
		観光プロモーション事業
		秋田港大型クルーズ船誘致等事業

基本施策	取組	主な事業
		<b>(新)ICT商店街モデル事業 (再)</b> スポーツ・文化資源の活用による交流促進 スポーツホームタウン推進事業 ホストタウン交流事業 秋田eスポーツフェスティバル開催支援 北前船日本遺産推進事業 土崎曳山行事ユネスコ無形文化遺産登録記念事業
人材の育成および確保を図ること	若者等の安定した雇用の拡大による地元定着の促進  A ターン就職の促進  働く女性の職場環境の整備やキャリアアップの推進  高年齢者の就業機会の拡大	アンダー40正社員化促進事業 <b>(拡充)資格取得助成事業</b> フレッシュマン就労継続サポート事業 若年者就業支援事業 <b>(新)新卒者地元就職促進事業</b> 「秋田市暮らし」魅力発信事業 A ターン者採用支援事業 なでしこ秋田☆働く女性応援事業 キャリアデザインセミナー事業 高年齢者就業機会確保事業
小規模企業者に必要な支援を行うこと	主体的な取組の促進に必要な支援	中小企業金融対策事業(再) 中小企業融資あっせん事業(再) 中小企業診断士無料相談(再) チャレンジオフィスあきた運営(再) <b>(新)事業承継支援事業(再)</b> 中心市街地商業集積促進事

基本施策	取組	主な事業
		業(再)
		商店街空き店舗対策事業 (再)
		創業支援事業(再)
		企業成長支援事業(再)
		(新)クラウドファンディング型ふるさと納税活用事業(再)
		6次産業化起業・事業拡大支援事業(再)
		小規模事業者支援法に基づく 経営発達支援計画の共同策 定および対象事業の促進

(出所)「秋田市中心企業振興指針」(令和2年3月31日、秋田市)

### 3. 監査対象事業に対する意見(総論編)

#### 【意見1】秋田市の中小企業振興基本条例及び秋田市中心企業振興指針の今後の具体的な展開について

基本条例と振興指針は施行されているが、政策の具体的な展開についての展望が明確に示されていない。主管課である産業振興部商工貿易振興課においては秋田市のホームページ上に掲載されている「秋田市中心企業振興基本条例に基づく指針の施策体系(令和2年度)」が唯一公開されている状況であり、今後の秋田市全体での産業振興策、特に中小零細企業の活性化や創業の醸成、地方創生との係わりなど20年後を見据えた施策を検討し実施していくための組織的基盤が明確ではなく、従来の主管課が従来通りの施策ないしその延長だけを維持する方向でしか機能していない状況である。

折しも、中小企業振興条例の設置と活用に関しては全国の基礎自治体においてさまざまな「好事例」が中小企業庁のホームページにも掲載され、東北地方では北上市や花巻市などの施策も出されているところである。中小企業庁のホームページには『市町村の産業振興策が成功するための10のポイント』が掲載されており以下の10の提案が、基礎自治体(市町村)による産業振興の必要性和成功要因としてなされている。

- ① 産業振興の必要性を理解し、独自戦略・ビジョンを明確にする
- ② 首長自らが産業振興の実効に際して強いリーダーシップを発揮する
- ③ キーパーソンを発掘・育成し、その精力的な活動をバックアップする
- ④ 自治体内部の関係部署の横断的な連携を強化する
- ⑤ 個別企業を対象とした重点的な事業支援を基本とする

- ⑥ ハードインフラの整備には、ソフト重視の運営体制をペアで整備する
- ⑦ 国、都道府県の中小企業支援策、産業支援体制との連携を強化する
- ⑧ 地域内外の産学公民による“顔の見える”連携・ネットワークを強化する
- ⑨ 世代を超えたコアグループを形成し、産業振興策を継承する
- ⑩ 産業振興のための財政措置と財源の確保に力を入れる

特に秋田市の産業振興策を見ると、例えばファンド形成に関しても中小企業基盤整備機構や経済産業省東北支局などとの連携が希薄であるなど、民間も含めた高度で最新の施策情報・コンサル情報等に関して、知識等の吸収に弱点があるのではないかと、あるいは積極性がないのではないかと考えられる。

今後は、上記の事項を考慮に入れた上で、より具体的かつ積極的に、全体的かつ継続的な施策を計画し実行する必要がある。

## 【意見 2】中小企業施策における秋田市と秋田県の関係について

秋田県と秋田市は同様に中小企業振興条例を制定し、指針を設ける等同様の政策を実施しているが、ヒアリングによれば両者の条例、指針のすり合わせはもちろんのこと、各施策についての調整及び協調については特にしていないとのことである。「中小企業白書 2014」等にも示されているが、中小企業政策について市町村と都道府県との連携については「多くの支援分野で連携している」又は「一部の支援分野で連携している」としている市町村はアンケート上約 3 割程度に過ぎないという結果を見れば、これは秋田市に特徴的なものではなく、市町村一般に見られる現象なのであろう。

しかし少子高齢化が顕著な秋田地域において政策や予算の効率的運営は他地域に比較してより一層求められるべきものである。秋田県中小企業振興条例に基づく「支援施策活用事例集」(令和 2 年 4 月版)において紹介されている中小企業 10 社は秋田市に所在するもの(他地域は 32 件、1 件は秋田市と他地域の両者にわたり重複)であった。

「中小企業白書 2014」では、市町村と都道府県の連携の方法として、①ホップ・ステップ・ジャンプ型(企業の規模が大きくなるにつれて支援者が市町村、都道府県、国と変化する)、②棲み分け型、③一体支援型を紹介している。秋田市が全国的に差別化しうる事業であれば②を選択できるであろうがそうでないならば、①または③を選択すべきであろう。

## 【意見 3】コロナ禍と中小企業政策のあり方について

現在のコロナ禍の中で、多くの現場対応に迫られている秋田市に対し、改めて示すべきことではないため、以下の事項については参考として理解していただければありがたいと考える事項である。現在のコロナ禍の中で、中小企業政策としてこれまで考えられた基本施策の多くは意味をなさないかしばらく中止すべき事項となる可能性が高い。特に、「観光インバウンドによる交流促進」をはじめとして大幅な見直しをせざるを得ない施策も存在するであろう。このよう

な状況にあつて、秋田市としては今後中小企業政策としてどのような対応をしてゆくかの視点として以下の事項について考慮されたい。

国土交通省は令和2年8月31日有識者へのアンケート結果として「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)を公表した。これによれば、地方都市は①居住の場、働く場、憩いの場といった様々な機能を備えた「地元生活圏」の形成を推進、②市民生活、都市活動等の面でのデータ・新技術等の活用に向けた取り組みをペースアップさせる必要等が示されている。①は近時「職住融合時代」と言われるように、質のいい賃貸住宅や都市環境の良さが前提となるが、東京一極集中から地方移住の流れが生じる可能性がある。企業の地方移転も含めこれに関する支援活動や、これに関連する中小企業の支援は一定の効果をもたらす可能性がある。②は、DX(デジタルトランスフォーメーション)の分野やコミュニケーションのオンライン化(テレワーク、オンライン授業、遠隔診療、商談、娯楽)といった分野の進展が促進されるため、これに関する企業の支援を促進するとともに、地方自治体としてもこれに関する予算が増額される可能性が高い。その一方で、観光や飲食といった産業はしばらく停滞することが予想され、秋田市の中小企業の強みとなっている分野が打撃を受けることになる。そのため、地方自治体としては、従来の施策よりも、これら中小企業の活動のインフラとなる活動に重点をおくことも必要とされる。オンライン取引のためのIT環境の整備や雇用機会やビジネス機会のマッチング環境の整備、リモート業務や副業の活発化の支援等も含まれるであろう。業績が悪化する企業を金銭的に支援するとともに、ITを中心とするインフラ環境の支援という視点から今後の中小企業の施策を考えていただきたい。

## II 秋田市の農業政策の概要

### 1. 前提となる概念(6次産業論)

#### (1) 定義

「農林漁業の6次産業化」とは、「1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」<sup>5</sup>を言い、農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指す試みを言う。

当該概念は東京大学名誉教授今村奈良臣(故人)が1994年(当初の発想は1992年とされる)に提唱したもので<sup>6</sup>、その後政府の政策として取り上げられ、「食料・農業・農村基本法」(1999年)、「農商工連携促進法」(2008年)、「六次産業化法」(2011年)として法制化され、現在に至っている。

今村名誉教授は、6次産業の意味を当初は「1次産業+2次産業+3次産業=6次産業」としていたが、その後「1次産業×2次産業×3次産業=6次産業」と改めていることには注意を要する。その理由としては、第1に、農地や農業がなくなり0になれば「 $0 \times 2 \times 3 = 0$ 」となり、6次産業の構想は消え失せてしまうこと、第2に掛け算にすることによって、農業(1次産業)、加工(2次産業)、販売・情報(3次産業)の各部門の連携を強化し、付加価値や所得を増やし、基本である農業部門の所得を一段と増やそうという提案を含めること、第3に、掛け算にすることによって、農業部門はもちろん、加工部門あるいは販売・流通部門さらにはグリーン・ツーリズムなどの観光部門などで新規に就業や雇用の場を拓き、農村地域における所得の増大を図りつつ、6次産業の拡大再生産の道を切り拓こうという意図を含めたことが示されている。

さらに、その理論的背景として経済学における「ペティの法則」を示しておられる。

#### 【参考】コーリン・クラーク「ペティの法則」

コーリン・クラークはその主著である『経済進歩の諸条件』(大川一司他訳、“The Conditions of Economic Progress”1940)において、世界各国の国民所得水準の比較研究を通じて、国民所得の増大とその諸条件を明らかにしようとし、産業を第1次、第2次、第3次の3部門に分け、①一国の所得が第1次産業から第2次産業へ、さらに第2次産業から第3次産業へと増大していくこと、②一国の就業人口も同様に第1次産業から第2次産業へ、さらに第2次産業から第3次産業へと増大していくこと、③その結果、第1次産業と第2次産業、第3次産業との間に所得格差が拡大していくことを明らかにした。当該経済的進歩の法則は

5 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>(農林水産省ホームページ)

6 今村名誉教授によれば当該概念のヒントは大分県大山町 NPC 運動の調査がきっかけであるとされる。大山町農協の農産物直売所「木の花(このはな) ガルデン」の調査の中で、生産者が単に農林産物を市場に出荷するのではなく、自ら加工し、自ら売り、消費者もその品質と価格をたしかめながら買っている姿を見て思いついたとされている。( <https://www.jacom.or.jp/noukyo/rensai/2017/03/170319-32281.php> )

現在では「ペティの法則」と名づけられている。

今村名誉教授は、その後の「農業の6次産業化がめざす基本課題」として、以下の5項目を挙げておられる<sup>7</sup>。

① 農山村の所得と雇用を増やし、活力をとりもどす[第1の課題]

消費者に喜ばれ愛されるものを供給することを通して、販路の確保を着実に伸ばしつつ、農山漁村地域の所得と雇用の場を増やし、それを通して農山漁村の活力をとりもどすこと。

② 消費者に信頼される食料品などを提供する[第2の課題]

様々な農畜産物(水産物も含む、以下同じ)を加工し、販売するにあたり、安全・安心・健康・新鮮・個性などをキーワードとし、消費者に信頼される食料品などを供給する(Haccep、J-Gap、Euero-Gapの導入も)。

③ 企業性を追求し、収益ならびに所得の確保を図る[第3の課題]

農畜産物の生産ならびにその加工、食料品の製造に当たり、あくまでも企業性を追求し、可能な限り生産性を高め、コストの低減をはかり、競争条件の厳しい中で収益ならびに所得の確保を図る。

④ 環境の維持・保全・創造に努め、都市住民にも開かれたものに[第4の課題]

新たなビジネスの追求にのみ終わるのではなく、地域環境の維持・保全・創造、特に緑資源や水資源への配慮、美しい農村景観の創造などに努めつつ、都市住民の農村へのアクセスへの道、新しい時代のグリーン・ツーリズムの道を切り拓くことに努めること。

⑤ 農業・農村の教育力や先人の智慧の結晶を活かし次世代を育てる[第5の課題]

農業・農村の持つ教育力に着目し、農産物や加工食料品の販売を通し、また、都市・農村交流を通し、先人の培った知恵や英知の蓄積、つまりムラの命を、都市とりわけ、次代を担う若い世代に吹き込むという都市農村交流の新しい姿を創りあげること。

(2) 六次産業化・地産地消法の概要(国の基本法)<sup>8</sup>

正式名称は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と言い、法律の公布日は平成22年12月3日、施行日は、公布日又は平成23年3月1日であった。

7 <https://www.jacom.or.jp/noukyo/rensai/2017/03/170319-32281.php>

8 農林水産省([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renkei/6jika/attach/pdf/2015\\_6jika\\_jyousei-199.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renkei/6jika/attach/pdf/2015_6jika_jyousei-199.pdf))を基に作成。

当該法の目的は、以下のとおりである。

- ① 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を促進するため、農林漁業者及びその組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。)が主体的に行う新事業の創出等の取組に対して支援を行う。
- ② 農林水産大臣は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすることにより支援を行う。
- ③ このほか、農林漁業者等に対する6次産業化プランナーの派遣や食料産業・6次産業化交付金等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等の支援を行う。

### **(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)の概要(国の基本法)**

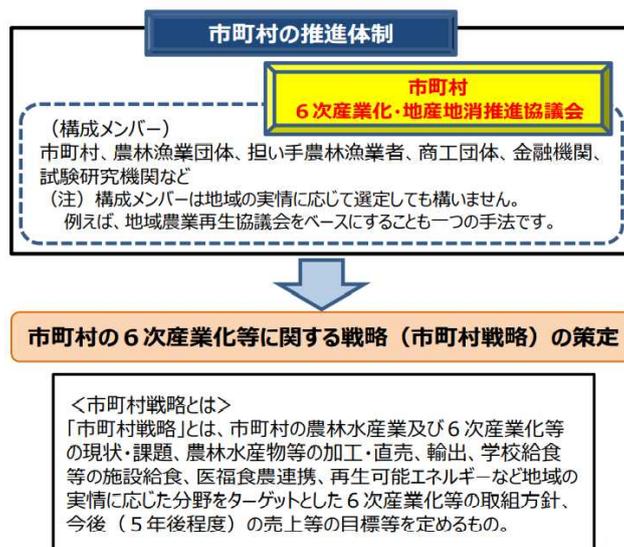
当該法は平成20年5月23日に交付され、平成20年7月21日から施行されている。  
当該法の目的は以下のとおりである。

- ① 中小企業者と農林漁業者の経営を改善するため、中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することを目的とする。
- ② 農林水産大臣、経済産業大臣等は、中小企業者及び農林漁業者が共同して行う農商工等連携事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすること。
- ③ このほか、認定事業者に対する専門家の派遣や食料産業・6次産業化交付金、地域中小企業応援ファンド等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援する。

### **(4) 六次産業化関連法における市の役割**

以下に示すように、上記法に基づき「市町村戦略」を策定し、当該戦略を通じて個別の企業を支援するものである。

【図表 11】 市町村戦略の位置づけと意義



(出所)農林水産省の資料による。

## 2. 農林水産業の現状と計画等

### (1) 秋田市の農林水産業の現状

秋田市の農業産出額は908千万円(平成30年推計値)でそのうち米が659千万円(平成30年推計値)とその7割以上を占めているが、経営規模が比較的小さく、米価の変動等市場の影響を受けやすい構造となっている。このため、生産性の向上や園芸作物等との複合化を進めようとしており、大豆、大根、なす、ねぎ等を生産する経営体が多い。農産物全体の販売額は平成30年度では前年比20%以上増加している。

林業については131経営体、漁業については6経営体(平成30年)と非常に小規模のものとなっている。

### (2) 秋田市の戦略

秋田市においては、上記に示した6次産業化等に関する「市町村戦略」としては、「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」に含めて計画を定めている。当該計画は第5次のものが平成28年度(2016年度)から平成32年度(令和2年度:2020年度)となり、監査対象年度はその計画の最終年度の前年度にあたる。以下においては第5次基本計画を簡単に示すこととする。

【図表 12】 第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画の概要(施策体系図)

基本目標	施策の基本方針	施策
1. 特色ある発展性の高い農林水産業の確立	(1) 意欲ある多様な経営体の育成	①意欲ある多様な担い手の育成・確保
		②農業・農村におけるリーダーの育成
		③雇用を創出する力のある農業法人等の育成
		④農外を含めた多様な人材の参入促進
		⑤意欲ある担い手への農地集積の推進
		⑥経営所得安定対策の推進
		⑦経営を支える融資制度等の充実
	(2) 生産力強化に向けた基盤の整備	①農業の生産設備・機械設備の促進
		②施設園芸団地の形成・連携促進
		③ICT や地下水位制御システム等の新たな技術の導入促進
		④産地づくりと一体となったほ場整備の推進
		⑤土地改良施設整備の推進
		⑥林業の生産基盤整備の促進
	(3) 戦略的な産地形成と生産拡大	①消費者や実需者のニーズに対応する園芸産地の育成
		②周年栽培の普及・拡大
		③市場価値の高い米づくりの推進
		④地産地消の推進による農業生産の振興

		⑤優良畜産物の生産振興
		⑥生産技術等の普及・指導体制の充実
		⑦森林資源の活用による林業の振興
		⑧栽培漁業の推進による漁獲量の確保
2. 安全・安心な食料供給体制の確立と新たなビジネスの展開	(1) ニーズに対応する生産・供給体制の確立	①農畜産物の通年生産・供給体制の構築
		②多様なニーズに対応できる生産・流通体制の構築
		③産地としての販売競争力の強化
		④消費者の視点に立った地産地消活動の展開
	(2) 6次産業化や農商工連携の促進等による新たなビジネスの展開	①新たな市内産特産品の開発とブランド化の推進
		②女性農業者等の起業活動の促進
		③6次産業化のシーズ育成と事業化の促進
		④本格的な事業化支援と農商工連携の促進
		⑤6次産業化を担う人づくりと気運醸成のための普及・啓発
	(3) 食に対する安全性と信頼性の確保	①「安全・安心」や「品質」に配慮した生産管理体制の構築
		②環境保全型農業の推進
		③市民の「食」と「農」に関する理解の向上
3. 潤いとやすらぎのある農村の創造	(1) 自然と調和した住みよい農村空間の整備	①安全で暮らしやすい生活環境の実現
		②自然との共存・調和に配慮した農業水利施設等の整

		備
		③暮らしを守る森づくりの推進
	(2)都市と農村の共生・対流の促進	④鳥獣害対策の推進
		①都市と農村の交流拡大と交流から移住・定住への展開
	(3)生き生きとした農村の形成	②地域資源を活用した農村コミュニティ・ビジネスの展開と農村の活性化
		①生活基盤に根ざした農村コミュニティの確立
		②地域の活性化を担う人材の育成・確保
4. 農林業・農村の多面的機能の維持・発揮	(1)生産活動等を通じた多面的機能の保全	③多様な主体の参画による元気のあるむらづくりの推進
		①農地・農業用施設等の維持・保全
		②耕作放棄地の再生利用の促進
		③環境に優しい生産活動の推進
	(2)持続的な森林づくりと林業の活性化による自然環境の保全	④魚類の種苗放流等による河川等の環境と生態系の保全
		①生産活動を通じた適切な森林整備の推進
		②病虫害等に強い森林づくりの推進
	(3)環境に優しい農林業の推進による低炭素社会への貢献	③市民参加による森づくりの推進
		①バイオマスエネルギーの普及・促進

		③低炭素社会づくりへの取組推進
--	--	-----------------

(出所)「第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」(平成28年3月)による。

(注)スローガンとしては、「都市と共生する活力ある農林水産業」としている。

### 3. 監査対象事業に対する意見(総論編)

#### 【意見4】秋田市の「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」と「農業DX」について

監査実施時点では第6次の基本計画(案)が提示されている。これは、令和3年度(2021年度)から、令和7年度(2025年度)までの計画期間のものであり、令和元年12月に国で公表された「農業生産基盤強化プログラム」を意識したものとなっている。重点的取組事項の中に、高収益作物等の生産拡大と「サキホコレ」の産地化の推進等が盛り込まれている。

しかし、スマート農業の分野では、「ICT等先端技術の活用による省力化と生産効率の向上」と第5次基本計画から一歩進んだ表現を採用しているが、国の施策に採用されている「農業DX(デジタルトランスフォーメーション)」の領域までは含まれていない。そもそも、国の施策においては、「従来の営農体系に単にデジタル技術を導入するのではなく、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革(デジタルトランスフォーメーション)を実現することが重要」とされており、農業のICT化に留まるものではない。ICT化の実証実験は近隣の大仙市等でも実施されており、都市農業を標ぼうする秋田市としては、一歩進んだ「農業DX」についての活動に取り組むことを期待するものである。

## 第5 外部監査の概要と結論(各論)

### I 中小企業振興基本条例推進事業

#### 1. 創業支援拠点整備事業

(注)当該事業については、秋田市の施策「企業の活性化の推進」のうちの監査対象である「チャレンジオフィスあきた運営経費」と関連性の深い事業であることから、当該事業についても本項において一体として示すこととする。

##### (1) 事業の背景

秋田市は、2003年に秋田市内北部に創業支援拠点施設として旧「チャレンジオフィスあきた」を整備して创业者のサポートやセミナーなどの開催を実施して、旧オフィスから53社が巣立つなど一定の成果をみた。

しかしながら、旧オフィスは、市の北部に位置し、空港や駅からの移動に時間を要するなど商談や営業に不利になるほか、起業家の交流等を図る立地環境ともなり難い等のデメリットを抱えていた。一方で、秋田市では中心市街地の活性化にも重点的に取り組んでおり近年は商業サービス業等を中心に中心市街地内への出店が増えている状況にあった。

このため、起業家が商談や営業をしやすくなるよう、企業や都市機能が集積する中心市街地へ創業支援拠点を移転し整備すると共に、ファンドによる出資や創業融資、補助金等の資金支援も行いながら起業家の早期自立につなげるほか、コワーキングスペース等の交流スペースを設けることにより起業家の交流促進を図ることとした。また、交流人口の多い中心市街地での起業促進と併せ、起業家の交流イベント等を定期的で開催し、市民が多くの起業家に触れる機会を作り、創業気運の醸成に繋げ、市内全体の開業件数の増加を図ることとした。

さらに、当該事業は秋田市の地域再生計画に含まれると共に、国の地方創生拠点整備交付金制度を活用することにより資金充当が可能となるものとしている。

##### (2) 事業の概要

令和元年度中に秋田市中心市街地活性化基本計画の区域に存する空きテナントを賃借し、秋田市創業支援拠点施設として整備し、旧チャレンジオフィスあきたを閉鎖して、新たに運営を令和2年度から開始することとした。

施設にはシェアオフィスやコワーキングスペース、企業関連図書コーナーのある起業家交流スペースを設置し、常駐するインキュベーション・マネージャーによる経営支援のほか、定期的な起業セミナーや学生向け対談イベントの開催により、起業家の交流促進を図ることとした。

以上の様に、新しいチャレンジオフィスあきたは、利便性の良さだけではなく起業家等にとってより複合的な機能が整備されたより効率的で効果的な拠点となっている。

① 目的

意欲溢れる起業家の方々へ、通信インフラ等の整備された事務・作業スペース(創業支援室)を安価で提供する。それにより、市内の発展の可能性を秘めた多種多様な業種・業態(IT関連企業、製造業、SOHO事業者等)の起業化を促進し、本市産業の振興を図る。

- ・Aターン、第二創業、シニア、主婦、学生等すべての方々を対象
- ・創業だけではなく、既存企業の支援も行う、秋田市の中小企業支援の中核的施設

② 効果

- ・初期経費の軽減による、新規創業の促進
- ・通信インフラの整備による、IT関連企業の集積
- ・入居者に対する育成・支援を行い、事業規模拡大を促し、雇用を創出
- ・新事業、起業家の集積により、地域既存企業の意識啓発ならびに交流・提携を促進。地域経済の活性化
- ・市内における新事業創出の核(CORE=コア)となること

③ 支援内容

創業支援室の提供のほか、各種支援を実施するため、専門家としてインキュベーション・マネージャー(創業支援担当課長)が常駐する。

- ・創業・経営相談
- ・IT化支援
- ・販路支援
- ・県内外企業とのビジネス・コーディネート
- ・各種支援制度等の情報提供
- ・チャレンジオフィスあきた入居者向け融資制度
- ・秋田市融資あっせん制度 — 創業資金、新分野進出資金、製造業設備資金(※)  
(これらについては、後述する「Ⅲ 企業の活性化の促進 2. 創業支援事業」(P81)を参照)

※製造業設備資金は、本来、製造業等のみを対象としているが、チャレンジオフィスあきた入居者の場合は全ての業種で利用可能である。

- ・創業者や既存企業など、市内企業全般へのアドバイス → 創業・経営相談窓口

④ 施設の概要

建物名称	チャレンジオフィスあきた(通称:COA「コア」)	
所在地	010-0001 秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル7階	
管理運営	秋田市産業振興部商工貿易振興課 TEL:018-827-5868 FAX:018-827-5869	
運営開始	令和2年4月1日	
敷地面積	330m <sup>2</sup> (100坪)	
延床面積	施設延床面積:330m <sup>2</sup> 起業家交流室延床面積:44.93m <sup>2</sup> コワーキングスペース延床面積:48.37m <sup>2</sup> 創業支援室延床面積:109.77m <sup>2</sup> 会議室・面談室延床面積:26.55m <sup>2</sup>	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 11階建の7階	
その他設備	エレベーター3基(うち非常用1基)	個室型・個別空調による冷暖房完備
	24時間入退室可能(カードキー対応) ※創業支援室のみ	7階共有部分に給湯室・トイレあり。 ビル1Fロビーに飲料の自動販売機あり。
	施設内Wi-Fi利用可(無料)	

(出所)秋田市の資料より監査人が作成。

⑤ 創業支援室 各部屋共通の設備

電話設備	電話回線 ※契約は各自
空調設備	個別空調による冷暖房 ※2部屋で1つの空調設備を共有
セキュリティ	カードキー管理により24時間入退室可能。
ネットワーク環境	Wi-Fiへの接続可能(無料)
その他	共有複合機あり(使用料後納精算)

(出所)秋田市の資料より監査人が作成。

⑥ 間取り図・部屋別料金



(入居ビル外観)

(チャレンジオフィスあきた入り口)



(出所)当該施設のホームページより転記

テーマ: 地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について

部屋番号	区分	面積 (m <sup>2</sup> )	月額使用料 (円)	備考
A1	創業支援室<Aタイプ>	10.50	15,400	
A2	創業支援室<Aタイプ>	10.50	15,400	
A3	創業支援室<Aタイプ>	10.50	15,400	
A4	創業支援室<Aタイプ>	10.50	15,400	
A5	創業支援室<Aタイプ>	10.50	15,400	
A6	創業支援室<Aタイプ>	10.50	15,400	
A7	創業支援室<Aタイプ>	10.50	15,400	
A8	創業支援室<Aタイプ>	10.81	15,400	完全個室型
A9	創業支援室<Aタイプ>	10.81	15,400	完全個室型
B1	創業支援室<Bタイプ>	14.65	22,000	
M1	面談室1	4.14	—	—
M2	面談室2	6.90	—	—
M3	会議室	15.51	—	—
	事務室	31.35	—	—
	起業家交流室	44.93	—	フリースペース、起業関連書籍設置
	コワーキングスペース	44.93	6,600	入居者用ロッカーあり

(出所)秋田市の資料より監査人が作成。

※創業支援室・コワーキングスペースともに光熱水費込みの金額である。

※7階共有部分にトイレ・給湯室あり

⑦ チャレンジオフィスあきたの入居条件等

チャレンジオフィスあきたの入居条件等は下記のとおりである。

項目	内容
入居資格	<p>1. 事業を行っていない者                      現在、事業を営んでいない個人の方で、1年以内に事業を開始する具体的な計画を持っている者。</p> <p>2. 事業を行っている者                      すでに創業している企業等の方で、創業後5年以内の者。または、1年以内に新分野・新事業へ進出する具体的な計画を持っている者。企業等とは、中小企業基本法その他中小企業関連法令に定める中小企業(個人・法人を問わず)、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合を指す。</p> <p>3. 市内に本社あるいは活動の拠点を設置                      「チャレンジオフィスあきた」に入居後、市内に本社あるいは活動の拠点を置くことが可能な者</p>
入居審査	<p>入居を希望する者は以下の審査を受ける必要がある。</p> <p>1. 審査会                      入居審査は、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会」が行う。審査会の委員は、企業経営者・学識経験者・技術者・産業支援関係機関職員等から構成される。</p> <p>2. 審査方法                      第1次審査：事業計画書による書類審査                      第2次審査：プレゼンテーションによる面接審査</p> <p>3. 選定基準                      ・事業計画に実現性・成長性が見られること。                      ・事業計画の実施により、市内経済に波及効果が見られること。</p>
入居条件	<p>1. 入居期間                      当該施設への入居期間は、1年以内(更新可ー最長3年(市長が認める場合には例外的に5年))。</p> <p>2. 更新手続                      入居期間の更新を希望する場合には、入居時に提出していた事業計画の進捗について、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用</p>

項目	内容
	<p>者審査会」の審査を受ける必要がある。</p> <p>3. 費用負担 入居者は、オフィスの面積に応じた使用料のほか、各オフィスの使用に伴う経費を実費負担する。</p> <p>4. その他 創業支援室内で店舗を営み、飲食店や小売店として営業することはできない。ただし、Webサイト上での商品販売等については、この限りではない。</p>

(出所) チャレンジオフィスあきたホームページ、条例等より監査人が作成した。

⑧ 経費支出の状況等

施設の運営及び使用料等については、チャレンジオフィスあきた条例(平成14年秋田市条例第24号)によっているが、当該条例は令和元年秋田市条例第42号で一部改正した(改正内容の主なものは所在地、創業支援室やコワーキングスペースの使用料などである。)

事業費の支出状況は以下のとおりである。

**【図表13】事業費(チャレンジオフィスあきた運営経費)の過年度比較**

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (参考)
予算額	21,993	22,444	20,035	20,893
実績額	21,007	19,029	17,706	—

(出所) 歳出予算執行状況より監査人が作成

※内容は主として委託費、電気代、報酬である。

なお、上記における令和元年度の実績額17,706千円の内訳は以下のとおりである。

**【図表14】令和元年度事業費の内訳**

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	1,340	チャレンジオフィスあきた管理運営嘱託職員 給与等
共済費	196	—
需用費	5,527	チャレンジオフィスあきた光熱水費

役務費	592	チャレンジオフィスあきたインターネットサービス利用料等
委託料	9,991	チャレンジオフィスあきた保守管理委託料等 ※1
使用料及び賃借料	58	
合計	17,706	

※1 令和元年度は土崎の市所有のビルにチャレンジオフィスあきたが所在しており、保守管理料が相応に発生していた。令和2年度以降は中通の賃貸ビルに移転し、保守管理料等は発生しないことが予想されるが、新たに物件賃貸料年額 9,936 千円が発生する見込みである。

※2 入居者から収受する家賃収入(光熱水費含む)は令和元年度 3,174 千円であった。

創業支援拠点整備事業にかかる支出の状況は以下のとおりである。

【図表 15】創業支援拠点整備事業の支出(令和元年度)

(単位:千円)

	予算額	実績額
事務事業全体①	101,982	96,801
内、推進会議関連経費②	596	210
内、投資及び出資金③	50,000	50,000
差引(整備事業費)※①－(②＋③)	51,386	46,591

(出所)歳出予算執行状況より監査人が作成

(注)一般会計・商工費、中小企業振興基本条例推進事業の内の一部である。

※整備事業費の主な支出内容は、以下の通りである。

(単位:千円)

	予算額	実績額	摘要
委託料	41,010	40,153	新オフィス改装費
使用料及び賃借料	8,160	4,312	新オフィス賃借料
備品購入費	1,817	1,239	
需用費	399	386	
役務費	0	500	

⑨ 施設の利用状況等

ここ 5 年のチャレンジオフィスあきた在籍者数は下表のように推移している。令和元年度末の在籍事業者数が 4 事業者と過年度比較で減少しているが、これはチャレンジオフィスあ

きた移転(土崎⇒中通)に伴う一時的なもので、報告書作成時点の令和 2 年秋時点では 9 事業者が在籍している(チャレンジオフィスあきたホームページより)。

【図表 16】チャレンジオフィスあきた在籍者数

(単位: 事業者)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
年度末在籍数	8	9	9	9	4
新規入居者数	7	3	4	4	2

(出所) 担当課作成資料より監査人が作成

- ※ 創業支援室の入居状況(令和 2 年 11 月 30 日現在)は 8 室入室、このうち旧オフィスより継続のものは 4 室、令和 2 年 4 月以降新規 4 室であった。また、その内訳は、法人 5 社、個人 3 名、2 室は空室となっていた。
- ※ 創業支援室の現在の使用者は、「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会運営要綱」及び「チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者選考要領」に従って適切に審査され入居している。なお、チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者審査会の委員は 7 名で、学識経験者等である。
- ※ コワーキングスペースの契約者 令和 2 年 11 月 30 日現在、個人 1 名(週 1~2 回の利用)となっている。

⑩ 成果について

旧チャレンジオフィスあきたの平成 15 年(2004 年)から令和 2 年(2020 年)まで約 17 年間稼働時の過去実績について、卒業企業 57 社の業種及びその後の状況は以下のとおりであった。

製造業	情報通信業	卸・小売業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業、出版業	合計
5 社	20 社	11 社	13 社	8 社	57 社

卒業企業追跡

継続	市外転出	廃業等	合計
45 社	4 社	8 社	57 社

(出所) いずれも市からのヒアリングにより監査人が作成。

(注) インキュベーション・マネジャー(IM)等について

現在のIMは 1 名で、地方銀行である A 銀行の OB で審査部での経験のある人物である。

なお、チャレンジオフィスあきたには他に 3 名の会計年度任用職員が常駐している。各種業務では、必要に応じて、商工貿易振興課の職員も対応しているほか、IM が出勤しない日には商工貿易振興課の職員が勤務してサポートを実施している。

### (3) 監査の結果

#### 【指摘事項 1】更新手続の期日が条例等の定めに反していることについて

チャレンジオフィスあきたへの入居期間は原則 1 年以内であるが、事業計画の進捗等を要点とする更新審査を受けることにより、最長 5 年まで更新することができる。この更新手続事務について、チャレンジオフィスあきた条例施行規則では下記の囲みのおり定めている。

#### 【チャレンジオフィスあきた条例施行規則 抜粋】

第 9 条 創業支援室等の使用許可を受けた者は、条例第 5 条第 3 項ただし書の規定により期間を更新しようとするときは、当該期間が満了する日の **4 月前**までに、チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用期間更新許可申請書(以下「更新申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、更新申請書の提出があった場合は、審査会に諮り、更新する必要があると認めるときは、チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用期間更新許可証により、更新を許可するものとする。この場合において、当該更新の期間は、1 年以内とする。

入居者が更新を望む場合には **4 月前**までには更新申請書を受け付ける必要がある。しかし、今般の監査にて、6 件の更新にかかる事務手続の妥当性を要点に監査を実施したところ、以下に示すように全ての更新申請書提出が条例等の定める更新申請書提出期限を過ぎていた。

【図表 17】更新申請書提出期限と提出日の比較

入居者	更新予定日の 4 月前 (申請書提出期限)	更新申請書提出日 (実際の申請書提出日)	期限内の 申請書提出	(参考) 更新審査確定日
A 社	令和元年 12 月 1 日	令和 2 年 1 月 10 日	×	令和 2 年 2 月 6 日
B 社	令和元年 11 月 1 日	令和元年 12 月 23 日	×	令和 2 年 1 月 24 日
C 社	令和元年 12 月 1 日	令和 2 年 1 月 14 日	×	令和 2 年 2 月 6 日
D 社	平成 31 年 3 月 1 日	平成 31 年 4 月 5 日	×	令和元年 5 月 20 日
E 社	平成 31 年 3 月 1 日	平成 31 年 4 月 2 日	×	令和元年 5 月 20 日
F 社	令和元年 6 月 1 日	令和元年 8 月 26 日	×	令和元年 9 月 13 日

(出所)市保管更新関連書類から監査人が作成した。

条例等が「4 月前」と相当程度早期に更新申請書の提出を求める趣旨としては、更新審査に通らなかった場合に入居者が退去するまでの猶予を設けること、厳正な審査を実施するために時間的余裕を持つことにあり合理的と思料される。市は、条例等の定める期限内の更新申請書提出を入居者に求めるべきである。

#### **【指摘事項 2】 担当課職員のモニタリング体制の整備について**

今までチャレンジオフィスあきたに入居している起業家等について毎年度の決算書等の書類を徴求することではなく、今年度の実績と次年度の収支計画を定型のシートに記載させて入手しているだけである。

当該施設の入居条件として事業計画を審査している以上定型シートが正しく記載されていることを根拠資料と突き合わせるとともに、事務事業の成果(実績)や進捗度を正確に測定し、入居者の経営状況を的確に把握していくために、秋田市自らが、入居者の適正に作成された年度ごとの決算書・税務申告書・事業報告書等の資料を入手するとともに、経営成績や財務内容等につき把握することが必要である。

#### **(4) 監査対象事業に対する意見**

##### **【意見 5】 専門家が行ったサービス内容の文書化について**

チャレンジオフィスあきたにはインキュベーション・マネジャーの資格を持つ専門家として創業支援担当課長(以下、「専門家」という。)が常駐しており、入居者に対して経営相談等のコンサルティングサービスを行っている。創業間もない入居者は様々な課題を抱えており、潜在的な課題の発見認識、課題解決のための調査、セミナーの開催や、人材確保アドバイス、IT化支援、財務・経理・給与・税務面のアドバイス、ビジネスマッチング、税理士等の専門家とのマッチング、補助金の紹介等の多岐にわたる専門家に対する要求事項があることが想定される。

要求事項が多岐にわたり、かつ、内容が高度であるため、専門家がアドバイスをを行った場合にはその概要を文書化することが責任の所在や事業評価の観点から望まれる。一方で、今般の監査にて専門家の日常業務の記録簿である「入居事後管理記入表」を閲覧したところ、専門家が入居者に対して具体的にどのようなアドバイスをを行っているのか、何らかの価値を与えているのかが見えにくく感じた。例えば、「試算表を徴求した」と記載があるが、試算表からどのような課題を認識し、入居者にどのようなアドバイスをを行ったかは記載されていない。

専門家の業務は、そもそも多岐にわたることに加え、各者とのミーティング等で外出も相当程度あると想定されることから多忙ではあると考えられるが、責任の所在や事業評価の観点から、今後は自らが行ったアドバイス、入居者へ与えたと考えるバリューについて漏れなく「入居事後管理記入表」へ記入することを求めたい。

### 【意見 6】専門家が行ったサービス内容のアンケート調査について

「【意見 5】 専門家が行ったサービス内容の文書化について」に関連する意見である。チャレンジオフィスあきたに専門家が常駐することによる事業効果を測定するため、また、入居者へのより良いサービス提供のために、入居者に対して専門家が提供したサービス内容の満足度調査(アンケート調査)を実施することが望まれる。

現状は、専門家の業務に対する満足度調査は特段行っておらず、その業務の対外的な評価は行い得ない状況にある。また、入居者は専門家に対して報酬を支払っているわけではなく、入居の更新を求める場合に審査される立場でもあるため直接的に市に要求事項や苦情等を言いにくい面もあるものと思料される。こういった意味からも、満足度調査(アンケート調査)を行い、事業を適切に評価し、改善・改良していく PDCA サイクルの徹底化が望まれる。

### 【意見 7】創業支援室等使用者審査会の審査の点数細分化について

チャレンジオフィスあきたの入居を希望する者、更新を希望する者は、「チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者審査会(以下、当頁限りで「審査会」という。)」の審査を受ける必要がある。審査は、事業計画の合理性・実現性・成長性や、市内経済への波及効果、経営者の人柄等を要点として、事業計画書による書類審査とプレゼンテーションによる面接審査が行われ、結果を各審査員が審査票にて点数化し、審査会の合議にて入居又は更新の可否を決定している。

審査の妥当性を要点に監査を実施したところ、特段の指摘事項は見受けられなかった。ただし、審査票における評価点が、原則的に三段階とする運用を行っている点が懸念された。例えば、事業の将来性については「大いに期待できる 20 点 少しは期待できる 10 点 期待できない 0 点」の三段階となっている。審査会は、必ずしも入居(または更新)希望者と綿密なコミュニケーションをとるわけではなく、限られた情報の中から評価せざるを得ないことが実情だと思われる。監査人自らが審査員であることを想定した場合に、情報が少ない中、入居(または更新)希望者の事業将来性について「大いに期待できる」又は「期待できない」と評価できる(断言できる)事業は限りなく少数であり、「少しは期待できる 10 点」を選択せざるを得ない気がする。

現状の審査会の運用では、何点以上は入居(更新)可という結論を下すわけではなく、最終結論は審査会の合議で決定されることから、入居可否の結論を誤るリスクは低いと考えられることから、上記の懸念が顕在化する事例は少ないかもしれない。しかし、レアケースであっても、空きが一室しかない場合に同時に二者の入居希望があるケース等では横並びの比較検討が求められ評点が重みを持つこともありうる。

当該変更については容易であることから、前述のようなレアケースも考慮に入れて審査点数を細分化する運用を検討されたい。

### 【意見 8】事務事業の指標の作成と検証について

当該事業そのものは令和 2 年 4 月 1 日に新チャレンジオフィスあきたとして発足したばかりであり、コロナ禍の影響もありやむを得ない事情もあることは理解できるが、当該事務事業に関する進捗状況に関する検証が行われていない点を今後の課題として提示したい。

当該事業の開始にあたっては、本来は事業目標(または事業の指標)の設定(例えば、創業支援室において、どのような業種の起業者を、将来 10 年間で何社又は何人育成し、その結果、秋田市内の需要・供給がどれだけ増加し、雇用はどれだけ改善されることを目標または指標とする等)など、具体的な目標又は指標を設定するとともに、その効果測定が求められよう。当該事業は、そもそも公費をもちいて特定の企業又は個人に便宜を図るものであることから、秋田市にとって何らかの経済波及効果を生むものでなければならぬため、明確な数値目標に基づいて実施されることが望まれる。

### 【意見 9】ワンストップサービスを加味した起業家育成機関としての機能の整備・運用について

秋田市の創業者・起業家を育成し、時代の変化に適応した新規の産業や商品開発・販売等、及び、事業者の事業拡充やシナジー効果の高い新分野ないしは全くの新規事業分野へチャレンジし、事業を成功させ新規雇用を創造し、秋田市の産業・経済を活性化し、もって秋田市全体の退潮ムードを変革させるためのツールがチャレンジオフィスあきたの役割と言える。

そのための機能として、廉価な賃貸オフィスの提供、コワーキングスペースの提供、起業家同士の交流、インキュベーション・マネジャーのサポート、秋田市の制度融資等への紹介・提案等が実施されている。

さらに今後はチャレンジオフィスあきたの機能について諸点を改善・充実させて、機能強化と共に、起業家の人材育成、事業展開のシーズとニーズへの対応など幅広く事業展開を可能とするような仕組みを構築することが望まれる。

具体的には、秋田市の融資窓口など、他の部門とのコミュニケーションの円滑な回り方の整備・改善すること、起業家が必要とする各種の情報を集約・分析し、高度に活用できるような情報をまとめたデータベースの構築及び活用をすること、ホームページを通じて過去の成功事例等を紹介すること、秋田市が目標とする産業活性化に役立つ産業・業種・業態を紹介すること、インターネット環境など起業家に役立つ機能をアップすること、空家情報なども含めた起業家に役立つインフラ情報を提供すること、さらには補助金や融資に関する情報も含めてわかりやすく開示すること等が望まれる。

### 【意見 10】創業支援室の空室の早期解消について

チャレンジオフィスあきたの創業支援室は、監査時点では 10 室中 2 室が空室となっていた。当初の計画に従い創業事業者の人材育成のために早急に入居者を受け入れるよう努められたい。そのためには、当該事務事業についての秋田市のホームページの情報開示の方法を

改善することや、関連支援団体の協力を得ることも考慮されることが望まれる。

また、コワーキングスペースの契約者は現在 1 名のみである。創業支援室と同様に利用者の増加に努められたい。

**【意見 11】創業支援のサポート体制について(会計・税務・総務・法務・経営支援の専門家の活用)**

監査実施時点では、インキュベーション・マネジャー(IM)を含めていわゆる「士業」の有資格者はチャレンジオフィスあきたのサポート活動には直接関与していなかった。これに関し、創業・起業に関するノウハウや実務に関しては専門家のアドバイスがあるだけで仕事が効率的・有効的・経済的に進む場合が多いと思料されるので、中小企業診断士・公認会計士・弁護士・司法書士等のアドバイスを直接に受けられる体制づくりを行うことは有効であると思われる。

【意見 5】の事項に加えて、上記施策を行うことで、創業希望者の増加が見込まれ、利用者にとってもスキルアップや事業の改善・拡大が容易となると思われる。

**【意見 12】創業に関して中核となり得る業種等について**

平成 15 年度(2003 年度)から令和元年度(2019 年度)までの約 16 年間におけるチャレンジオフィスあきたの卒業企業の事業状況は以下のとおりである。

**【図表 18】チャレンジオフィスあきたの卒業企業の事業状況**

業種	卒業企業数	内、廃業・市外転出数	現在市内稼働数		稼働企業の現従業員数	
			企業数	比率	従業員数	比率
情報通信業	20 社	-1 社	19 社	43%	128 人	50%
サービス業	21 社	-7 社	14 社	32%	63 人	24%
卸・小売業	11 社	-2 社	9 社	20%	56 人	22%
製造業	5 社	-3 社	2 社	5%	9 人	4%
合計	57 社	-13 社	44 社	100%	256 人	100%

(出所) 商工貿易振興課作成資料より監査人が作成

上記の結果から、秋田市内における創業の機会が多くかつ雇用創出効果が高いのは①情報通信業、②サービス業、③卸・小売業であることがわかる。製造業は秋田市内の中小零細企業の中核的な位置づけではあるが、新規の創業は相対的に少ないとともに、従業員も少なく経済波及効果に乏しい状況である。

これを踏まえ、チャレンジオフィスあきたの創業希望者に関しても、今まで以上に秋田市のホームページ等で情報通信業などの過去の創業実績を明確に示すことにより、どの様な事業

が創業しやすいのかなどの情報提供を行うとともに、更なる創業支援室の活性化を図るために、既存の起業家との交流、同業者のネットワークづくりなどを支援し、事業機会の拡大を図ることが望まれる。このことは、農業分野も含め、DX(デジタルトランスフォーメーション)が声高に叫ばれる現在、情報通信業の将来にとっても有益であろう。

## 2. 中小企業成長支援事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業目的

「秋田市中心小企業振興基本条例」の制定を契機として、官民一体となった中小企業成長支援ファンドを創設し、本市経済の活性化に資する可能性が見込まれる企業への出資と金融機関等による継続的かつ専門的な経営指導など、創業期から成長・成熟期までを横断的に支援する体制を構築する。

#### ② 事業内容

有限責任組員(秋田銀行、秋田市、秋田県信用保証協会、ゆうちょ銀行)と無限責任組員(辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社)の共同出資により「秋田市中心小企業振興投資事業有限責任組合(秋田市『未来応援』ファンド)」を設立した。

成長の可能性のある創業期の企業や、第2創業、新分野進出、新商品開発を行う成長期の企業、事業承継を行う成熟期の企業などの中から、無限責任組員が対象事業者についての投資審査を行い、投資決定した際は、ファンドから事業拡大等に向けた資金提供(投資)を行った。

【図表 19】ファンドの概要

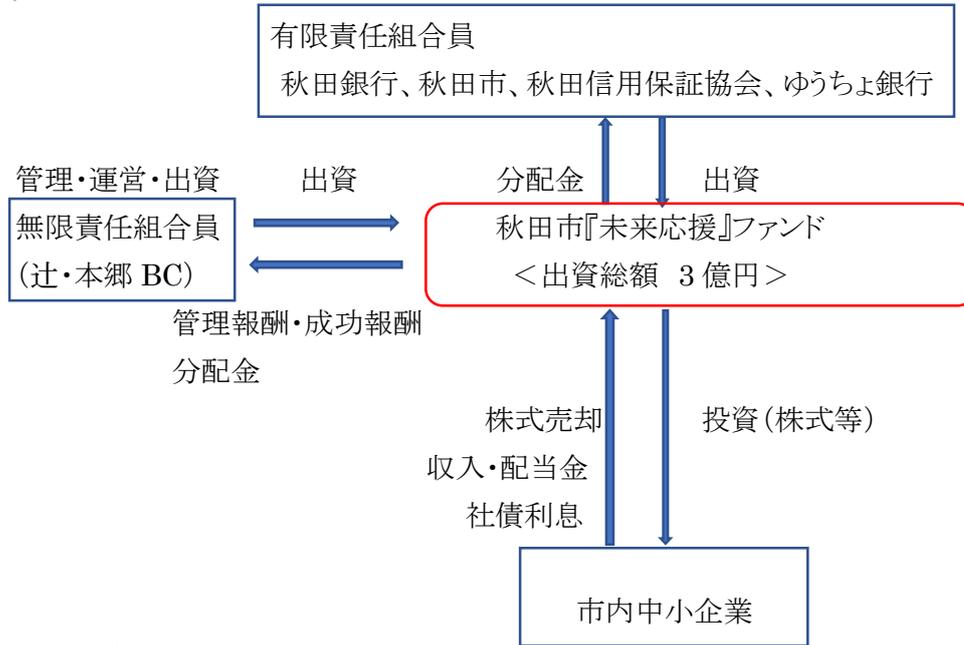
組合の名称	秋田市中心小企業振興投資事業有限責任組合 (愛称:秋田市『未来応援』ファンド)	
設立日	令和元年 11 月 15 日	
出資約束金額総額	300 百万円	
有限責任組員	株式会社秋田銀行	出資:121,000,000 円
	秋田市	出資:50,000,000 円
	秋田県信用保証協会	出資:5,000,000 円
	株式会社ゆうちょ銀行	出資:121,000,000 円
投資の形態	投資事業有限責任組合	
組合の主たる事務所 (所在地)	辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社 本社 (東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号)	
出資の形態	一括払込方式とキャピタルコール方式の選択制(注) (注):出資予定者の秋田市が一括払込し、他の出資形態は選択制としている。	

第5 外部監査対象の概要と結論(各論)

分配方法	年度毎に分配
投資対象	秋田市内に事業所を有する以下の企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな事業を立ち上げるベンチャー企業及び第二創業(新事業展開)を図る中小企業</li> <li>・競争優位性を持ち、今後も事業拡大が期待できる中小企業</li> <li>・競争力を有するものの事業承継問題を抱える中小企業</li> <li>・秋田市に縁のある中小企業</li> </ul>
目標利回り(IRR)	3.0%
投資形態	株式(普通株、優先株)、社債、貸付
1社あたり投資上限	原則として、出資約束総額の20%
事業年度	1/1 から 12/31(但し、初年度は設立日から 12/31)
存続期間	2029年12月31日まで(但し、すべての組合員が承認することを条件に2年延長可)
組入期間	2023年12月31日まで(但し、すべての組合員が承認することを条件に2年延長可)
管理報酬	《組入期間中》 出資約束金額総額×2.5% 《組入期間終了後》 前期末純資産残高×2.5%
成功報酬	分配可能財産(注)×20% (注):組合員が出資約束金額に相当する額の分配を受けた後に分配すべき金額
投資委員会	辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社が指名する3名で構成され、委員の全員一致で決議 なお、有限責任組合員は投資委員会にオブザーバーで参加可能
出資者総会	毎決算終了後、開催
投資のEXIT	会社、経営陣、第三者への売却(IPOを前提としない)

(出所)事業計画(ファンドシミュレーション)より監査人が作成

<ファンドスキーム>



③ 事業費詳細内訳

※秋田市内中小企業振興投資事業有限責任組合への出資金 5,000 万円

④ 事業計画

設立趣意書に「ファンドシミュレーション」として7年間の事業予定が記載されている。

【図表 20】ファンドシミュレーション

(単位: 百万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
出資受入①	120	60	60	60	0	0	0
投資回収②	0	0	86	6	6	173	87
組合収入③=①+②	120	60	146	66	6	173	87
投資実行(コスト含む)④	62	62	62	62	0	0	0
設立費用⑤	1	0	0	0	0	0	1
運営費用⑥	2	2	2	2	2	2	2
管理報酬⑦	8	8	8	8	8	5	2
成功報酬⑧	0	0	0	0	0	0	11
分配⑨	0	0	0	0	10	120	212
組合支出 ⑩=④~⑨合計	72	71	71	71	19	126	227
収支⑪=③-⑩	48	-11	75	-5	-13	47	-140

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
期首現預金⑫	0	48	37	112	107	94	140
期末現預金⑪+⑫	48	37	112	107	94	140	0

(出所)設立趣意書より監査人が作成

※上記表の説明(7年間の累計金額)

- ・3億円の投資額を集めて、その内248百万円を投資する。
- ・投資回収の総額は358百万円で、その内342百万円を組合員に分配する。
- ・無限責任組合員は、管理報酬、成功報酬を累計でそれぞれ、47百万円、11百万円の合計58百万円を受け入れる。
- ・有限責任組合員は、297百万円を投資し、338百万円が分配されるので差引41百万円が持分に応じて分配される。

(注)上記の表はあくまでも無限責任組合員が作成した仮説に基づいており、実現するという保証はない。計画上は、7年間で投資額より投資回収額が上回ることで、余剰が生まれるという内容になっている。

⑤ 参考～平成27年10月に組成した「あきた創業サポートファンド」との比較

名 称	あきた創業サポートファンド	秋田市『未来応援』ファンド
ファンド総額	1億円	3億円
うち本市出資額	500万円(5%)	5,000万円(16.7%)
投資目標	15社程度(1社当たり300万円～500万円)	20社程度(1社当たり500万円～2,000万円)
運用期間	8年間	10年間
ファンド運営者	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社	辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社
投資対象	会社設立予定者及び会社設立10年以内の企業	創業期の企業や、第2創業、新分野進出、新商品開発を行う成長期の企業、事業承継を行う成熟期の企業
出資者	秋田信用金庫、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社、秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、井川町、八郎潟町、大潟町	秋田銀行、辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社、秋田市、秋田県信用保証協会、ゆうちょ銀行
対象区域	秋田周辺広域市町村圏	秋田市

(出所)監査人が市からのヒアリングにより作成

⑥ 参考～運用状況

あきた創業サポートファンドについての運用状況は以下のとおりである。

- ・最近の投資状況については、投資先 14 社、投資総額 63,707 千円であり、投資額の最小は約 70 万円(1 社)で、最大は 1,000 万円(1 社)となっている。1 社あたりの平均は 300 万円から 500 万円である。
- ・出資者総会については、令和 2 年 10 月 23 日 FVC Tohoku 株式会社「各投資先の現状について」において、各社の近況報告を 1 社 10 行位の記載で要約した資料のみが提出されている。秋田市は、各社の決算書等の資料を入手していないとのことである。

(無限責任組合員(業務執行者))

・FVC Tohoku 株式会社

本 社 岩手県盛岡市大通 3 丁目 6 番 12 号 開運橋センタービル 3 階  
親会社 FVC 株式会社(本社:京都府)(東京証券取引所ジャスダック市場に株式公開)

ホームページによれば社員は約 30 名

ホームページ 令和元年 11 月 1 日に開設

※1. 秋田県内には支店等の拠点は存在しない。

2. 秋田市は、FVC Tohoku 株式会社の決算書等は未入手である。

(第 5 期事業報告書) 自 令和元年 7 月 1 日 至 令和 2 年 6 月 30 日

- ・監査法人の監査報告書あり(無限定適正意見)
- ・株式等の評価は、時価評価基準(投資組合契約書に準拠)に従って評価している。
- ・最近4期は当期損失である。(直近期で債務超過ではない)
- ・投資先会社の 11 社に関して、会社の概要・事業の概況・主要な財務数値の情報開示をしている。ただし、投資先会社の状況は監査の対象外としている。

一方、秋田市『未来応援』ファンドについての手続きや運用状況については、以下のとおりである。

- ・投資ガイドライン:秋田市内に事業所を有するベンチャー企業等の中小企業等を対象として、事業基盤の改善・強化から拡大・成長を支援するため、優先株式や劣後ローン等多様な金融サービスを組み合わせ、段階的・総合的にリスクマネーや成長資金を供給する。
- ・第 1 期財務諸表等:自 令和元年 11 月 15 日 至 令和元年 12 月 31 日  
(個人の公認会計士の監査報告書あり(無限定適正意見))
- ・秋田市の有限責任組合員としての出資:令和元年 11 月 15 日 支出負担行為書(市長決

裁)金額 ¥50,000,000で、支払先 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役社長 土橋道章 となっている。

- ・令和元年度 新規投資:秋田市内の製造業の法人に対し社債の引き受けを行ったが、投資対象の直近期等の決算書は入手されていない。

## (2)監査の結果

### 【指摘事項3】秋田市『未来応援』ファンドのモニタリングについて

秋田市は当該ファンドについて出資者(有限責任組合員)として必要な情報開示を求める権利を有する。このため、少なくとも決算の開示においては、当該数値と計画値との相違を分析し、重要な差異が見られる場合においては、当該差異理由の説明を求める必要がある。特に、当該ファンドは計画上5年目に初めて配当がなされるとされており、配当が生じるとされる5年目までのモニタリングは特に重要である。

なお、「中小企業等投資事業有限責任組合」に関しては、「運営研報告書」(平成10・6通商産業省)においては、以下の記載がなされている。つまり、「投資先企業が財務諸表を整備していないか、あるいは整備していてもその適正性について外部監査が行われていない場合には、監査意見の表明を行う前提として監査人が何らかの形で投資先企業の状況を把握できる材料を提供することが必要不可欠である。この点について、投資先企業のモニタリングは、基本的に組合の業務執行組合員の責務である。業務執行組合員が投資先企業を十分にモニタリングしており、その発行株式についての時価を評価するに際して必要となる情報を把握しており、それが監査人に対して情報として提供されることが必要である。投資先企業の実態の把握のために全ての投資先企業との間で投資契約を結ぶことを義務づけ、そこに、投資先企業が自らの財務諸表について外部監査を受けることを義務付けるべきとの議論もあるが、我が国の中小企業の現状にかんがみれば、現時点でそれを要求するのは現実的ではないと考えられる。したがって、監査の前提としては、組合の業務執行組合員が十分なモニタリングをしているかどうかを考慮されるべきである。また、十分なモニタリングを行っていくためには、投資先企業の取締役会や経営会議への参画、さらには監査役としての関与などが増えることが望ましいと言える。」との記載がある。

しかるに、投資対象の直近期等の決算書を入手していない状況を考慮すると、十分なモニタリングをしているかどうか検証することができないため、上記記載に抵触するとともに、当該投資対象の株式の評価が適正に会計処理がなされていたかが疑われ、またファンドの決算書の会計処理に対しても、その妥当性にリスクが存在しうる。個別の決算書の入手に加え、当該ファンドの会計処理が正しくなされていることを再度ヒアリングすることが必要である。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 13】秋田市側から見た、ファンドの出資先等への支援状況の確認と情報収集について

秋田市『未来応援』ファンドは、秋田市内のベンチャー企業や中小企業の新事業展開、事業承継等のための資金面でのサポートをベースにしてハンズオン支援を行うためのものである。しかしながら、運営・管理をしている無限責任組合員がいかなるサポートをしているのか、例えばゼネラル・マネジャーが年何回会社と面談し、具体的にどのようなアドバイスを実施した結果として会社の経営内容や業績に対しどれだけの改善や効果があったのかについて報告を受けられるシステムになっていない。また、秋田市が中小企業の活性化等で最も関心の高い「雇用」の拡充についてなどファンド事業の経済効果を確認する方法が存在していない状況である。

もちろん、ファンドの出資先等の決算書等の会社の状況が客観的に把握できる資料についても、可能な限り適時に入手して、ファンドの担当者からのヒアリングによる説明を受けられるような体制を構築するべきである。そして、ファンド及びファンドの出資先とのコミュニケーションで、それらの者が秋田市の他のサポート手段(補助金や制度融資等々)への要望事項など、中小企業を更に連携してサポートすることにより、このような施策の全体的・継続的な充実を図るべきである。

### 3. 推進会議関連経費

#### (1) 事業の概要

秋田市中心企業振興推進会議(以下、「推進会議」という。)は、秋田市中心企業振興基本条例(以下、「振興基本条例」という。)第 10 条に基づき、中小企業の振興に関する事項を調査審議するために設置された。

そこでまず、振興基本条例の制定された経緯とその概要につき説明する。

#### 【振興基本条例が制定された経緯】

平成 26 年	秋田県で秋田県中小企業振興条例が制定
平成 26 年	秋田市議会政策研究会の提言 (仮称)秋田市中心企業振興基本条例の制定等に向けて 主に、秋田市の中小企業振興策を総合的・計画的に推進することで中小企業の活性化と、地域経済の持続的発展をめざす
平成 28 年	秋田市商工部商工労働課 条例制定に向けた予算措置
平成 30 年	
3 月	市内 1,500 事業所の振興基本条例に関するアンケート調査

6月	第1回(仮称)秋田市中小企業振興基本条例検討委員会 以降10月まで2回の検討委員会開催
12月	秋田市議会で振興基本条例を可決
平成31年	
2月	振興基本条例を施行

(出所)市からのヒアリングにより監査人が作成

【振興基本条例の概要】

目的(1条)	○本市経済の持続的発展 ○市民生活の向上
基本理念(3条)	○中小企業の創意工夫と自主的な取組みの推進 ○秋田市、中小企業者、中小企業支援団体などの連携・協力 ○地域資源の活用 ○小規模企業者等の事業活動の整備
秋田市の責務(4条)	○中小企業振興に関する総合的な施策の策定及び実施
中小企業者等の努力(5条)	○成長発展を図るための自主的な経営改善及び向上 ○雇用機会の創出、労働環境整備による地域振興
中小企業支援団体の役割(6条第1項)	○中小企業者等の経営の改善及び向上を図るための取組みに対する積極的な支援
金融機関等の役割(6条第2項)	○資金需要への適切な対応、経営改善、向上への協力
大企業等の役割(6条第3項)	○中小企業が果たす役割に対する理解及び連携、協力
大学等の役割(6条第4項)	○人材育成及び共同研究、技術向上への支援
市民等の役割(7条)	○中小企業振興が市民生活向上に寄与する事への理解、及び健全な発展への協力
推進体制	(基本方針)(8条) (1)中小企業の経営基盤の強化を図る。 (2)中小企業の新たな市場の開拓等を図る。 (3)中小企業が供給する製品または役務の価値の増加による競争力の強化を図る。 (4)中小企業の新たな事業の創出の促進を図る。 (5)地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図る。 (6)中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図る。

	(7)小規模企業者の自主的な取組みが促進されるよう必要な支援を行う。
	(指針)(9条) 中小企業振興に関する指針(以下、「指針」という。)を制定する。
	(中小企業振興推進会議)(10条) 中小企業の振興に関する調査審議機関として、秋田市中心企業振興推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。 <役割> ○指針に関する意見 ○既存施策の検証、評価 ○新規施策の提言 ★推進会議の組織及び運営に関しては、別途、規則で定める。

(出所) 条例を基に監査人が作成。

(注) ()内は振興基本条例の条文

なお、産業振興部商工貿易振興課は、当該条例を受けて、「秋田市中心企業振興基本条例」に基づく指針の施策体系(令和2年度)を秋田市のホームページ上に掲載している。これについては、「総論」(P18)に記載しているので参照されたい。

秋田市は、振興基本条例に基づき、推進会議等の意見を踏まえて、令和2年3月31日付けで「秋田市中心企業振興指針」(以下、「指針」という。)を制定している。なお、指針に基づく計画年次は、第13次秋田市総合計画と時期を合わせ、令和2年度までとしている。それ以降は、総合計画と合わせて5年間を計画期間としている。

**【指針において、重点的に取り組むポイント】**

令和2年度にはなるが、現行の指針におけるポイントは以下の通りである。

基本施策	重点ポイント
①経営基盤の強化を図る	資金供給制度の充実や相談体制等の整備、事業承継の円滑化により、経営基盤の強化を図る。
②新たな市場の開拓等を図る	新たな商談機会の創出やセールスプロモーションなどにより、国内外での新たな市場開拓等を図る。
③製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図る	生産性向上等に向けた設備投資の促進や産学官連携、企業連携などにより、付加価値の高い商品やサービスの創出を促進し、中小企業の競争力強化を図る。

④新たな事業の創出の促進を図る	創業を促進すると共に、創業機運の醸成や起業家交流、事業拡大に向けた支援などにより、新事業の創出促進を図る。
⑤地域の特性に応じた事業活動の促進を図る	魅力ある商店街づくりや6次産業化、地域資源を活用した商品開発等への支援のほか、インバウンド需要の取り込みやスポーツ・文化資源の活用等により、地域特性に応じた事業活動の促進を図る。
⑥人材の育成及び確保を図る	若者の地元定着や A ターン就職等を促進すると共に、女性や高齢者の活躍を支援するなどにより、人材の育成や確保を図る。
⑦小規模企業者に必要な支援を行う	円滑な資金提供や経営相談、事業承継、空き店舗等出店促進、起業促進などにより、小規模企業者の主体的な取組みを支援する。

(出所)市提出の資料により監査人が作成

【推進会議】

振興基本条例に基づき、平成31年2月7日付秋田市中心企業振興推進会議規則(秋田市規則第4号)が公布、施行された。その後、推進会議の委員10名が以下の様に選任された。(任期:令和元年5月8日～令和3年5月7日)

○ 委員の構成

役職等	分野	人数
会長	中小企業者等	1名
副会長	中小企業支援団体	1名
委員	中小企業者等	2名
	中小企業支援団体	2名
	金融機関等、大企業者	2名
	大学等	1名
	市民	1名

○推進会議の令和元年度における開催状況

令和元年5月30日	第1回 指針の骨子案の説明、構成や方向性等の検討
令和元年7月29日	第2回 指針の素案の説明、内容の検討
令和元年8月26日	第3回 指針の修正案の説明、内容の再検討
令和2年2月13日	第4回 指針最終案の説明、内容の確認

## (2) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 14】秋田市中心企業振興推進会議のメンバー構成について

秋田市中心企業振興推進会議の委員数は秋田市中心企業振興基本条例第 10 条第 2 項の規定に従い 10 人となっている。同条 3 項に基づき、委員は、市、中小企業者等、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、大学等、市民等その他の中小企業の事業活動に関係あるものの中から、市長が委嘱している。

中小企業者・零細企業者の声を市の政策や施策に反映するための推進会議であるが上記 10 名の中に中小企業者の代表は 2 名で、市民代表が 1 名となっており、委員長以下他の委員は商工会議所や銀行等の立場で参加している。秋田市の中小事業者数は約 1 万 5 千以上あると言われており、全ての業種の代表者等を含めて事業施策の策定をするのは困難であるという判断から、商工会議所・金融機関等を中心にして会議体を構成し、中小企業振興に係る施策を検討し決定したとのことである。

一方、秋田県の中小企業振興条例や中小企業振興指針を策定する中で、審議会の構成員には多くの秋田県内の各業種の代表的な事業者を含めており、かなり具体的な課題や対応策も含めた議論が交わされている。

これに対し、他の基礎自治体の成功事例において、中小企業振興条例に基づいた振興会議体の構成人数は 20 名程度にして、ケースにより公募の市民(中小事業者等)数名を委員に入れて活発な実態を反映した意見を入れて審議している。自治体によっては、振興会議が施策に対する「提言書」等を作成して市に提出して市がそれらを政策に反映等させている事例もある。

現行の制度を維持しつつ、より新たな視点からの意見も取り入れるためには、現行の推進会議は「全体会議」として位置づけて、最終的な審議・決定機関として機能させ、個々の事業施策に関しては、例えば中小企業事業者や零細事業者を多く入れた分科会、若い将来ある者を多く入れた分科会、特定の業種やテーマ(例えば DX(デジタルトランスフォーメーション)等)の分科会、女性目線での事業策定を行う分科会等を作り、それぞれの立場からの具体的な要望事項や改善提案等についての意見集約をする下部組織を作ることも検討されたい。

### 【意見 15】中小企業振興推進事業の進め方について

秋田市の将来ビジョン(2040 年、人口推測は 23 万 5 千人、それを約 26 万人にとどめたいとの主張がされている)においては産業等の見直し、振興、創生により安定した豊かな社会の維持・発展を図ろうとしている。さらに、第 13 次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」などを目標として、市内中小企業の生き残りをかけた個別事業(部門別、分野別)の計画を策定しているが、コアコンセプトになるべき具体的な将来像がイメージされていないとの印象を受ける。

この点、日本商工会議所の「2020 年度中小企業・地域活性化施策に対する意見・要望」

(2019年7月18日)にみられるように、「地域のビジョン」を明確にして、民間の挑戦を後押しすることで「ヒト」と「シゴト」が集まる“魅力あるまち”を創出することが必要であると言われている。

今後、秋田市は2年間にわたって中小企業の振興事業計画を見直す予定とのことであるが、従来ともすれば行政一辺倒だったまちづくりの主導的役割を、企業経営の視点でコスト意識を持って創意工夫する民間が担うべきものへと考え方を転換すべきでもある。各地域において、まちの未来像や展望を民間が提案し、行政はそれを受け入れつつ民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを進めることが重要となる。

民間の課題やニーズをアンケートで捕捉するだけではなく、真にそれらの実情・実態をベースにして、新たなノウハウ・事業発想、若者や女性などの新たな感性などを生かした市民に寄り添った施策を構築して実施し、その結果を適正にモニタリングしPDCAサイクルを回していくことが、秋田市の産業振興施策の効果を足元から有効ならしめ、将来の秋田市のビジョンを達成できることになると思われる。

## II 企業立地・事業拡大の推進

### 1. 商工業振興奨励措置事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

市の産業の活性化と雇用機会の拡大を図るため、図表 21 又は図表 22 の要件を満たす工場等を新增設した場合、秋田市商工業振興条例(以下、「条例」という。)に基づき、各種奨励措置(助成金の交付)を行うものである。

奨励措置を受けるには、操業開始後 90 日以内に認定申請書を提出し、市の認定を受ける必要がある(以下、認定を受けた事業者を「認定事業者」という。)。また、奨励措置は、単独企業だけでなく親会社・子会社等からなる企業集団による新增設に対しても、該当する構成会社はすべて適用される。

【図表 21】助成要件(1)

対象事業者	市外事業者	市内事業者 ※1
工場 卸売商業施設 貿易関連施設 流通関連施設	① 投資額 50 百万円超であり新規雇用 5 人以上 ② 投資額 50 百万円 + (5 人 - 新規雇用者数) × 10 百万円超であり新規雇用 3 人又は 4 人、かつ、投資額の 1/2 以上が地元発注	① 投資額 30 百万円超であり新規雇用 3 人以上 ② 投資額 30 百万円 + (3 人 - 新規雇用者数) × 10 百万円超であり新規雇用 1 人又は 2 人、かつ、投資額の 1/2 以上が地元発注 ③ 投資額 500 百万円超であり新規雇用 2 人以下
情報通信関連事業所 ① ソフトウェア事業所 ② 映像情報制作等事業所 ③ 専用通信回線を利用した顧客サービス事業に供する施設 ア. データセンター イ. コールセンター ウ. 事務センター エ. マネージメント・サービスプロバイダ	① 投資額 30 百万円超であり新規雇用 5 人以上、但し、新規雇用者数が 5 人から 1 人増加するごとに、投資額 30 百万円超を 500 千円ずつ緩和 ② 投資額 30 百万円 + (5 人 - 新規雇用者数) × 6 百万円超であり新規雇用 3 人又は 4 人、かつ、投資額の 1/2 以上が地元	① 投資額 15 百万円超であり新規雇用 3 人以上、但し、新規雇用者数が 3 人から 1 人増加するごとに、投資額 15 百万円超を 500 千円ずつ緩和 ② 投資額 15 百万円 + (3 人 - 新規雇用者数) × 5 百万円超であり新規雇用 1 人又は 2 人、かつ、投資額の 1/2 以上が

対象事業者	市外事業者	市内事業者 ※1
特定サービス施設 技術サービス業、こん包業 など、産業分類表から別途 指定するもの	発注  ③ 市街化区域に立地する建物に賃借で入居する新增設であって新規雇用 5 人以上、かつ、賃借面積 65 m <sup>2</sup> 以上(中心市街地は面積要件なし)	地元発注
研究施設	投資額 50 百万円超	投資額 30 百万円超
協同組合等	中小企業団体が行う集団化事業又は共同施設事業	

(出所)市資料「秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置」及び条例より監査人が作成した。

※1 秋田市内で 1 年以上事業を行っている事業者。

※2 上表において、投資額(投下固定資産総額)は、新增設した施設に係る家屋・償却資産・ソフトウェアの取得経費の総額。また、市外から市内への工事等の移設に要した費用も含まれる。

※3 上表において、新規雇用者数は純増数である。また、新規雇用は市外からの転勤者、パート(要雇用保険)も含むが、秋田市に住民登録している者に限る。

【図表 22】助成要件(2)

対象事業者	秋田市内に本社を有し、3 年以上同一の事業を行っている事業者
工場 卸売商業施設 貿易関連施設 流通関連施設 小売商業施設	投資額 10 百万円超かつ 2 人以上の新規雇用(投資額の 1/2 以上が地元発注の場合は 1 人以上)

(出所)市資料「秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置」及び条例より監査人が作成した。

※ 上表において、新規雇用者数は純増数である。また、新規雇用は市外からの転勤者、パート(要雇用保険)も含むが、秋田市に住民登録している者に限る。

認定事業者が受けられる奨励措置は【図表 23】に記載する 6 種類の助成金である。なお、認定事業者がこれらの助成を得るためには認定申請書とは別に、助成金の交付申請を行う必要がある。

助成の対象・条件、内容は秋田市商工業振興条例施行規則(以下、「規則」という。)、秋田市商工業振興条例に係る事務取扱要綱(以下、「要綱」という。)において定められている。なお、これらの合計額が 500 百万円を超えるときは 500 百万円が助成額となる。

【図表 23】助成内容

名称	助成の対象・条件	助成の内容	
操業促進助成金	当該事業の用に供する家屋・償却資産・ソフトウェア	①取得等に要する経費	投資額×3%
		②地域未来投資促進法に基づく重点促進分野で新規雇用が10人以上の場合 (電子デバイス、輸送機関連、医療福祉関連、木材関連)	投資額×5%
		本市への本社機能等の移転を伴う事業所の新增設を行う場合	上記助成率に2%上乘せ
用地取得助成金	市の工業団地等の取得経費	土地の面積が4,000㎡以上(中小企業者以外は10,000㎡以上、中小企業者の情報通信関連事務所・特定サービス施設・研究施設は2,500㎡以上)の土地取得後3年以内に操業を開始した場合	用地取得価格×交付率(認定後3年以内に交付) ※2 交付率は認定時の投資額および新規雇用数による
建物賃借助成金	オフィスビル等の賃借料	認定時の新規雇用を維持	中心市街地または商業地域の場合 賃借料×50% 上記以外の市街地化区域の場合 賃借料×25% 操業開始から3か年交付(年間の限度額20百万円)
環境整備助成金	①緑化事業 当該事業の用に供する敷地内の緑化事業	次の要件を満たし操業後3年以内に実施 ①緑化事業 敷地内の20%以上の緑化が目安※1	各工事費合計額×50%(限度額20百万円)

第5 外部監査対象の概要と結論(各論)

名称	助成の対象・条件		助成の内容
	<p>②福利施設 当該事業の用に供する敷地内の福利施設</p> <p>③公害防止施設 当該事業の用に供する排水処理施設等の施設</p> <p>④新エネルギー設備 当該事業の用に供する新エネルギー設備</p> <p>⑤省エネルギー設備 当該事業の用に供する省エネルギー設備</p>	<p>②福利施設 従業員のための屋内外体育施設で地域住民との共同利用が図られるもの</p> <p>③公害防止施設 市の工業団地等で、公害に関する法律で定める基準以上の処理を行うためのもの</p> <p>④新エネルギー設備 動力源として風力、太陽光等の新エネルギーの利用が図られるもの</p> <p>⑤省エネルギー設備 排熱利用施設、燃料電池、LED等を設置し、エネルギー効率を高め、省エネルギーが図られるものなど</p>	
雇用促進助成金	認定時の入口要件に係る新規雇用数	<p>①認定時の新規雇用者を操業開始の日以後1年間継続して雇用(欠員補充した場合を含む)</p> <p>②操業開始の日前に、当該操業のための業務以外に従事するため雇用された者を非正規雇用から正規雇用に転換</p>	<p>①継続して雇用された新規雇用者1人につき ・正規雇用者 500千円 ・非正規雇用者 100千円</p> <p>②非正規雇用者から正規雇用への転換者1人につき250千円(新規非正規雇用者数を限度とする。)</p>
市内企業競争力強化助成金	当該事業の用に供する家屋・償却資産・ソフトウェア	取得等に要する経費(秋田市内に本社を有し、3年以上事業を行っている工場等)	以下の区分により計算した額の合計 10百万円まで 投資額×10% 10百万円超20百万円まで 投資額×5% 20百万円超 投資額×3%

(出所) 市資料「秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置」、規則、要綱より監査人が作成した。

※1 敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の特定工場の場合

※2 交付率は認定時の投資額および新規雇用数による。

これらの助成金の対象となった事業者における新規雇用者数、設備投資額は【図表 24】のとおりである。

【図表 24】助成対象の事業者における新規雇用者数及び設備投資額の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規雇用者数(人)			
正規	39	39	41
非正規	8	9	27
計	47	48	68
設備投資額(千円)	2,535,565	9,057,111	5,979,325

(出所) 市提出資料より監査人が作成

## ② 事業費の推移

(単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	171,676	513,100	286,689
決算額	155,825	509,931	274,377

助成金毎の決算額、助成事業者数は【図表 25】のとおりである。

【図表 25】助成金毎の決算額、助成事業者数

助成金名	内容	H29 年度	H30 年度	R 元年度
操業促進助成金	金額(千円)	68,742	381,357	160,610
	件数(件)	6	7	4
用地取得助成金	金額(千円)	—	12,419	—
	件数(件)	—	1	—
建物賃借助成金	金額(千円)	12,132	14,354	6,843
	件数(件)	5	6	4
環境整備助成金	金額(千円)	39,340	65,114	21,095
	件数(件)	2	6	2

助成金名	内容	H29 年度	H30 年度	R 元年度
雇用促進助成金	金額(千円)	20,300	20,650	23,000
	件数(件)	7	7	8
市内企業競争力強化助成金	金額(千円)	15,311	16,037	62,829
	件数(件)	3	2	5
合計	金額(千円)	155,825	509,931	274,377
	件数(件)	23	29	23

### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	274,377	操業促進助成金 160,610 他
その他	—	
合計	274,377	

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項 4】操業日を確認する書類の徴求について

この事業において認定事業者として認定を受ける場合には、操業開始後 90 日以内に申請書を提出することが求められている(下記囲み参照)。

規則 抜粋

(認定申請)

第4条 認定事業者として認定を受けようとする者は、申請書に事業計画書を添え、操業開始後 90 日以内に市長に提出しなければならない。

また、助成金交付の条件(環境整備助成金、雇用促進助成金)や交付期間(建物賃借助成金)においても操業開始日が起点となっている場合がある(【図表 23】参照)。即ち、操業開始日を確認する必要があるのであるが、秋田市は操業開始日の確認を口頭では行っているとするが、確認できる書類を徴求していない。

助成金の交付を受けるような事業であれば、例えば新聞記事、新聞広告、社内報、会議資料(役員会等)、操業開始を案内するパンフレット、チラシ等操業開始日を確認することができる資料があるはずである。市は操業開始を確認できる書類も徴求しておくべきである。

#### 【指摘事項 5】 認定申請書類の正確な記載について

A 社は、2 事業に対して認定申請を行っている。ここで A 社は、これら 2 事業に係る認定申請書をそれぞれ平成 30 年 6 月 12 日と平成 30 年 11 月 30 日に市に提出しているが、添付されている「秋田市商工業振興条例に基づく認定申請に係る事業計画書(以下、「計画書」という。)」に記載される年度別収支計画の平成 30 年 3 月期の収入、支出、差引額(収益)が、異なった金額になっている。先に提出した計画書が誤った金額であるが、直近 3 年分の決算書も添付書類とされており、これには平成 30 年 3 月期の決算書もふくまれているはずである。さらに、計画書に記載される年度別採用計画においても誤った人数が記載されている。計画書は認定を判断する資料であり、正確な記載が必要である。書類の提出にあたって市は認定を申請する事業者に対し正確な記載を求める必要があるが、書類受領時には市もよく確認すべきであった。

B 社においては、平成 28 年 7 月 22 日提出された認定申請書に添付されている計画書の「申請者(本社)の概要」に記載されている売上高(平成 27 年 9 月期)と、同じく計画書に記載されている年度別収支計画に記載されている収入の額が異なっており(前者が正しい数値)、さらに、年度別収支計画では 3 月期と異なった決算期が記載されている(9 月期が正しい)。B 社の場合も平成 27 年 9 月期の決算書は添付されているはずである。書類の提出にあたって市は認定を申請する事業者に対し正確な記載を求める必要があり、市もよく確認すべきであった。

#### 【指摘事項 6】 大幅赤字、債務超過の認定事業者について

C 社は、認定事業者の申請を行う直近年度において大幅赤字、債務超過に陥っている。これに対し、市は認定申請時にこのような決算になった理由、改善計画等の内容についてヒアリングを行っていたが、文書による記録は行っていないとのことである。市はこの事業を市の産業の活性化と雇用機会の拡大を図るために行っている。助成金を交付した後認定事業者が、経営破綻もしくは著しい経営難に陥ることになればその目的は達せられなくなるのであるから、このような状態に陥った事業者の認定に当たっては慎重な審査が必要である。

ヒアリング時において、C 社は資料をもって説明しているはずであるから(大幅赤字、債務超過という状態は事業者にとって重要な問題であり、助成を受ける市に対して資料をもって説明することを市は求めるべきである。)、市はこの資料を入手し、認定時にはどのような理由で認定を行ったのかについて明らかにするとともに記録しておくべきである。また、助成金申請時にも改善計画の進捗状況について説明を求め、助成金申請に至った理由についても明確にしておくべきである。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 16】市税の滞納がないことの確認について

認定事業者が市税を滞納した場合は、奨励措置は停止される(下記囲み参照)。

条例 抜粋

(奨励措置の停止等)

第 5 条 市長は、奨励措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置を停止し、又は奨励措置に要した経費の一部もしくは全部の返還を求めることができる。

(省略)

(3) 市税を滞納したとき。

(省略)

ここで、市税の滞納がないことの確認を市は、助成金の申請に係る審査の過程で申請者に口頭で確認を行うのみということである。助成金は市民の税金が原資であり、納税の義務を果たしていない場合は助成金の交付を行わないのは妥当なものと思われるが、その確認を口頭で行うのみであることについては疑問がある。市税の滞納がないことを証する書類を提出することは条例、規則、要綱に記載されていないが、市税の滞納がないことの確認は重要である。認定事業者に対し納税証明書、領収証書等納税を行っていることを証する書類を徴求し、確認した後他の書類とともに保管する対応を取るべきであろう。

## 2. 中小企業融資あっせん事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容

新規設備投資事業や市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者及び組合等(以下、「中小企業者等」という。)(製造業、製造小売業等)を対象に、長期・低利な融資あっせん及び利子補給を行う事業である。融資あっせんは、市が中小企業者等に直接融資するのではない。市長が指定する金融機関に融資をあっせんし、当該金融機関が中小企業者等に融資を行うものである。なお、融資あっせんに当たり市は金融機関に一定の金額を預託している。この預託金と利子補給額の合計額がこの事業の事業費である。

事業内容は秋田市中心小企業融資あっせん条例、秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則(以下、「規則」という。)及び中小製造業設備資金あっせん要綱(以下、「要綱」という。)並びに中小企業用地取得資金融資あっせん要綱で定められている。その内容は【図表 26】のとおりである。

【図表 26】中小企業融資あっせん事業に係る資金の概要

	中小製造業設備資金	中小企業用地取得資金
対象者(概略)	①市内で同一業種を1年以内で行っている、製造業・製造小売業の中小企業者等 ③ チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者である中小企業者等	市長が特定する工業団地等(新都市・西部・豊岩)の用地を取得する中小企業者等
資金使途	設備資金	用地取得費
限度額	100百万円(総事業費の85%以内)	100百万円(用地取得費の85%以内)
年利率	2.75%以下の金融機関所定金利(全期間2.0%を上限に利子補給)	2.75%以下の金融機関所定金利(当初3年間に限り2.0%を上限に利子補給)
返済期間	10年以内(据置1年以内含む)	10年以内(据置1年以内含む)
取扱金融機関	秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合	秋田銀行、北都銀行

(出所)市のHPより入手した「秋田市中心小企業融資あっせん制度一覧表」、規則、要綱より監査人が作成した。

※いずれも、市税(市民税、固定資産税、事業所税)が賦課されている場合、完納している必要がある。

融資あっせん及び利子補給の実績は【図表 27】のとおりである。なお、過去3年度において中小企業用地取得資金のあっせん実績はなく、【図表 27】に記載の金額、件数は全て中小製

造業設備資金にかかるあっせん実績である。

【図表 27】融資あっせん及び利子補給の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度のあっせん融資：			
融資額(千円)	40,600	112,300	35,160
融資件数(件)	5	4	2
利子補給：			
金額(千円)	3,907	3,857	4,230
件数(件)	67	60	54

(出所)市提供資料より監査人が作成した。

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	252,093	246,272	236,210
決算額	233,605	234,833	224,230

## ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,230	利子補給金である。
貸付金	220,000	預託金である。金融機関に対する定期預金等
合計	224,230	

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項 7】貸付期間の確認について

中小製造業設備資金のあっせん融資の条件について、要綱では返済期限を10年以内と定めている(下記囲み参照)。

要綱 抜粋

(融資の条件)

第5条 資金使途、貸付限度額、貸付利率、貸付期間、その他の融資の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途 設備資金
- (2) 貸付限度額 1億円(総事業費の85%以内)
- (3) 貸付利率 年2.75%以下の固定利率(金融機関所定利率)
- (4) 貸付期間 10年以内(ただし、1年以内の据置期間を含む。)
- (5) 償還方法 元金均等月賦返済
- (6) 保証人・担保 取扱金融機関の定めるところによる。

融資あっせんを行うに当たり、融資あっせんの申請を行うことができる者(以下、「事業者」という。)、金融機関及び市で取り交わされる書類には以下のものがある。

- ① 融資あっせん申請書(事業者から市へ)
- ② 融資あっせん決定通知書(市から事業者へ)
- ③ 融資あっせん決定通知書(市から金融機関へ)
- ④ 融資申請書(事業者から金融機関へ、写しは②融資あっせん決定通知書の添付書類)
- ⑤ 融資決定通知書(金融機関から市へ)
- ⑥ 融資決定通知書(金融機関から事業者へ)

ここで、上記①～⑥の各書類において、融資の条件として定められている条件のうち要綱第5条第1項(1)～(3)については記載が求められているが、(4)貸付期間の記載は求められておらず、添付を求められる書類にも貸付期間を把握できる書類はない。なお、市は「中小製造業設備資金 融資あっせん要件 CHECKLIST」を作成しており、これにより要件に該当することを確認しているが、これにも貸付期間に係るチェック項目はない。市は貸付期間については、融資の対象者が① 融資あっせん申請書を市に提出する時に口頭で確認しているということであるが、融資の条件でもあり書面で確認できるようにすべきである。

**【指摘事項 8】 市税を完納していることの確認書類について**

要綱では事業者に対し、市税の完納を求めている(下記囲み参照)。

要綱 抜粋

(融資対象事業者)  
第4条 融資対象事業者(以下「事業者」という。)は、次のとおりとする。  
(1)～(4)省略  
(5) 次の市税が賦課されている場合、完納している者  
ア 市民税  
イ 固定資産税  
ウ 事業所税

また、市税の完納を確認するための書類として前年度の納税証明書等の提出を求めている(下記囲み参照)。

要綱 抜粋

(申請手続)  
第9条 融資あっせんを受けようとする事業者は、融資あっせん申請書(様式第2号)に事業計画書を添え、市長に提出しなければならない。  
2 申請にあたっての添付書類は次のとおりとする。  
(省略)  
(6) 前年度の法人市民税(個人の場合は個人市民税)および固定資産税、事業所税の納付書兼領収書(写し)又は納税証明書  
(省略)

要綱では市税の完納を確認する書類として、「前年度」の納税証明書等の提出を求めているが、これに留まるのであれば当年度に滞納が発生した場合の申請は認められることになり不合理である。本来申請時に市税の完納が行われているのかを確認すべきであって、完納とは申請時に納期到来分の滞納がないことと解するべきであろう。

実際、令和元年9月4日に融資あっせん申請書を提出したA社(3月決算の会社である。)においては、平成30年3月期の法人市民税領収書の写し(平成30年5月31日納付)、平成30年度の固定資産税領収証書の写し(最終納付日 平成31年2月28日)、事業所税領収証書の写し(平成30年5月31日納付)が提出されている。これらは要綱の記載による前期の書類であるが、申請までの間に令和元年5月末が納付期限となる法人市民税及び事業所税、納付期限が令和元年5月末及び7月末が納付期限となる固定資産税(2期分)の納付状況が確認されていない。要綱を改正し、納期到来分の滞納がないことを証する書類の提出を

求めるようにすべきである。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 17】 融資あっせん額増に向けた取組について

融資あっせんに当たり市は金融機関に一定の金額を預託している。この預託金は年度当初に定期預金等として金融機関に預託され、年度末に利息とともに市に返還される。なお、金融機関との間で、預託金額に一定倍数(以下、「預託倍数」という。)を乗じた額を金融機関が行う融資の残高目標とする契約を取り交わしている。過去3年間の預託金の額、融資残高、預託倍数は【図表 28】に記載のとおりである。

【図表 28】金融機関への預託金と融資あっせん残高

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預託金(千円) ①	229,698	230,976	220,000
あっせん融資残(千円) ②	189,111	235,253	209,076
実際の預託倍数 ②/①	0.82 倍	1.01 倍	0.95 倍
目標とする預託倍数	4 倍	4 倍	3.88 倍

(出所) 市提供資料より監査人が作成した。

ここで、目標とする預託倍数は、当該年度の融資実績をもとに算出した次年度末の融資見込残高を次年度預託金額で除して算出している。目標とする預託倍率は全ての金融機関で同じ倍率である。

$$\text{次年度末融資見込残高} \div \text{次年度預託金額} = \text{目標とする預託倍率}$$

【図表 28】から、実際の預託倍数が目標とする預託倍数と比べ大幅に少なくなっていることが判る。即ち、実際の融資実行額が融資見込額を大きく下回る結果になっている。また、中小企業用地取得資金については過去3年間実績が出ていない状況である。このような結果になっている事について市は、金融機関への周知不足のため融資担当者が事業者はこの制度を提案出来ず、制度利用が可能な状況にありながら利用が少ないものになっていると分析している。市庁舎に融資制度の相談に来た金融機関の融資担当者に対しては制度の周知を行っており、今後は、金融機関の担当者向け制度説明会の開催、広報による周知を行う方針であるとのことである。

制度の周知を徹底し、この制度の利用者が増えることを期待したい。

### Ⅲ 企業の活性化の推進

#### 1. 中小企業金融対策事業

##### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容

中小企業者及び組合等(以下、「中小企業者等」という。)の経営基盤の強化を図るため、金融機関に融資原資を預託し、秋田県信用保証協会(以下、「保証協会」という。)による保証付きの長期・低利な融資あっせんを行う事業である。また、融資あっせんの他、保証料補助、利子補給を行っている。融資あっせんは、市が中小企業者等に直接融資するのではない。市長が指定する金融機関に融資をあっせんし、当該金融機関が中小企業者等に融資を行うものである。なお、融資あっせんに当たり市は金融機関に一定の金額を預託している。この預託金及び保証料補助並びに利子補給額の合計額がこの事業の事業費である。

事業内容は秋田市中小企業融資あっせん条例、秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則(以下、「規則」という。)及び以下の規定(以下、「要領等」という。)により定められている。

- ・秋田市中小企業融資あっせん制度要綱
- ・小口零細企業資金融資要領
- ・創業資金融資要領
- ・創業資金(無担保・無保証人枠)融資要領
- ・産業活力創造資金(新分野進出資金枠)融資要領
- ・産業活力創造資金(新商品等開発資金枠)融資要領
- ・産業活力創造資金(設備近代化資金枠)融資要領
- ・産業活力創造資金(農商工連携促進資金枠)融資要領
- ・産業活力創造資金(商店街空き店舗等利用資金枠)融資要領
- ・産業活力創造資金(緊急経営支援資金枠)融資要領
- ・産業活力創造資金(商業施設整備資金枠)融資要領
- ・秋田市中小企業融資あっせん制度に係る利子補給に関する事務取扱要領

その内容は【図表 29】のとおりである。

【図表 29】中小企業金融対策事業に係る資金の概要

制度名	対象者(概略)	主な融資内容
一般事業資金	<p>次の要件を満たす中小企業者等</p> <p>①市内に1年以上住所を有すること (法人は登記簿上本店の住所)</p> <p>②市内に主たる事業所を1年以上有すること</p> <p>③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金使途:運転資金、設備資金</li> <li>・限度額:30百万円</li> <li>・年利率:1.75%※1</li> <li>・返済期間:10年以内(据置1年以内を含む)</li> </ul>
小口零細企業資金	<p>次の要件を満たす従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の会社または個人等(以下、「小規模企業者」という。)</p> <p>①市内に1年以上住所を有すること (法人は登記簿上本店の住所)</p> <p>②市内に主たる事業所を1年以上有すること</p> <p>③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金使途:運転資金、設備資金</li> <li>・限度額:20百万円(既存の保証付き残高がある場合は、これを控除した額)</li> <li>・年利率:1.55%</li> <li>・返済期間:10年以内(据置1年以内を含む)</li> </ul>
創業資金	<p>次の要件を満たす中小企業者等</p> <p>①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所)</p> <p>②市内に主たる事業所を有すること</p> <p>③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること(法人は設立後5年未満)</p> <p>④商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること(引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金使途:運転資金、設備資金</li> <li>・限度額:20百万円(総事業費の80%以内)</li> <li>・年利率:1.75%※2(条件付きで、借入から3年間、1.0%の利子補給)</li> <li>・返済期間:10年以内(据置1年以内を含む)</li> </ul>

制度名		対象者(概略)	主な融資内容
無担保・無保証人枠		<p>次の要件を満たす小規模企業者のうち株式会社、合同会社および企業組合</p> <p>①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所)</p> <p>②市内に主たる事業所を有すること</p> <p>③事業歴が1年以上5年未満であり現在も継続していること</p> <p>④申請時点において、保証協会の保証残高が存在しないこと</p> <p>⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること(引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途:運転資金、設備資金</li> <li>・限度額:5百万円(保証協会の保証残高が存在しないことが求められる。総事業費の80%以内)</li> <li>・年利率:1.55%(条件付きで、借入から3年間、1.0%の利子補給)</li> <li>・返済期間:10年以内(据置1年以内を含む)</li> </ul>
産業分野進出資金創	新分野進出資金	<p>次のいずれかに該当する中小企業者</p> <p>①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親会社が、市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと</p> <p>②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する設立後1年未満の子会社が、親会社と異なる事業を行うこと</p> <p>③既存企業が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が、既存の業種と異なる事業を行うこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途:設備資金</li> <li>・限度額:10百万円(総事業費の80%以内)</li> <li>・年利率:1.75%※1(借入から3年間、1.0%の利子補給)</li> <li>・返済期間:10年以内(据置1年以内を含む)</li> </ul>
造資金	新商品等開発資金	<p>次の要件を満たす中小企業者等</p> <p>①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所)</p> <p>②市内に主たる事業所を1年以上有すること</p> <p>③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること</p> <p>④要領等で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金用途:要領等で定める新商品等の研究開発および商品化に係る事業経営上必要とする資金</li> <li>・限度額:30百万円(総事業費の80%以内)</li> <li>・年利率:1.75%※1(借入から3年間、1.0%の利子補給)</li> <li>・返済期間:10年以内(据置1年以内を含む)</li> </ul>

制度名	対象者(概略)	主な融資内容
設 備 近 代 化 資 金 枠	次の要件を満たす卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者等(港湾輸送関連設備は、業種を限定しない。) ①市内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること(組合は1年未満も可) ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可)	・資金使途:建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費、車両の取得及び保証金・権利金等入居に要する経費(ただし、港湾輸送設備については、港湾輸送関連設備の整備に要する経費) ・限度額:50百万円、組合等は100百万円(ともに総事業費の80%以内) ・年利率:1.75%※1(借入から5年間、0.75%の利子補給) ・返済期間:10年以内(据置6ヶ月以内を含む)、組合等は10年以内(据置1年以内を含む)
農 商 工 連 携 促 進 資 金 枠	次の要件を満たす中小企業者等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領等で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	・資金使途:要領等で定める新商品等の研究開発および商品化に係る事業経営上必要とする資金 ・限度額:30百万円(総事業費の80%以内) ・年利率:1.75%※1(借入から3年間、1.5%の利子補給) ・返済期間:10年以内(据置1年以内を含む)
商 店 街 空 き 店 舗 等 利 用 資 金 枠	次の要件を満たす卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者等 ①商店街の空き店舗を利用すること ②市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所、創業は1年未満も可) ③市内に主たる事業所を1年以上有すること(創業は1年未満も可) ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が存在する商店街団体から推薦を受けていること	・資金使途:建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費及び保証金・権利金等入居に要する経費 ・限度額:50百万円(総事業費の80%以内) ・年利率:1.75%※1(借入から5年間、1.0%の利子補給) ・返済期間:10年以内(据置6ヶ月以内を含む)

制度名	対象者(概略)	主な融資内容
緊急経営支援資金枠	次の要件を満たす中小企業者等 ①市内に1年以上住所を有すること (法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領等で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により経営の安定に支障を生じているもの	・資金使途:運転資金、設備資金 ・限度額:30百万円 ・年利率:1.75%※1 ・返済期間:10年以内(据置2年以内を含む)
商業施設整備資金枠	組合等(事業協同組合・事業協同小組合・協同組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会) ①市内に1年以上住所を有すること (法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること	・資金使途:組合等の事業共同化のための共同施設または、公衆の利便に寄与する共同施設の建物建築費 ・限度額:500百万円(総事業費の80%以内) ・年利率:1.75%(10年以上2.05%)※1 ・返済期間:15年以内(据置1年以内を含む)

(出所)市のHPより入手した「秋田市中小企業融資あっせん制度一覧表」、規則、要領等より監査人が作成した。

※1 セーフティネット保証制度(5号、7号および8号を除く)を利用した場合、0.2%控除

※2 創業等関連保証または創業関連保証を利用した場合、0.2%控除

※いずれも、市税(市民税、固定資産税、事業所税)が賦課されている場合、完納している事が必要である。

なお、保証協会の保証料は全額市が負担する。また、利子補給は【図表 29】に記載のとおりである。取扱金融機関は一般事業資金、小口零細企業資金、創業資金および産業活力創造資金(緊急経営支援資金枠)については、秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合、岩手銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行及び商工組合中央金庫(緊急経営支援資金枠のみ取扱)であり、産業活力創造資金は、秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合及び商工組合中央金庫(設備近代化資金枠、商店街空き店舗等利用資金枠、商業施設整備資金枠のみ取扱)である。

融資あっせん及び保証料補助並びに利子補給の実績は【図表 30】のとおりである。

【図表 30】融資あっせん及び保証料補助、利子補給の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度のあっせん融資:			
金額(千円)	7,908,136	8,344,476	8,381,518
件数(件)	1,062	1,138	1,096
保証料補助:			
金額(千円)	133,747	157,103	171,352
件数(件)	5,010	5,849	6,359
利子補給:			
金額(千円)	1,844	2,201	2,127
件数(件)	72	78	85

(出所)市提供資料より監査人が作成した。

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	5,268,095	6,274,346	6,241,402
決算額	5,222,591	6,223,305	6,173,479

## ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	173,479	保証料補助 171,352、利子補給 2,127
貸付金	6,000,000	
合計	6,173,479	

## (2) 監査対象事業に対する意見

## 【意見 18】 融資あっせん額増に向けた取組について

融資あっせんに当たり市は商工組合中央金庫を除く金融機関に一定の金額を預託している。この預託金は年度当初に定期預金等として金融機関に預託され、年度末に利息とともに市に返還される。なお、金融機関との間で、預託金額に一定倍数(以下、「預託倍数」という。)を乗じた額を金融機関が行う融資の残高目標とする契約を取り交わしている。過去 3 年間の預託金の額、融資残高、預託倍数は【図表 31】に記載のとおりである。

なお、中小企業金融対策事業に係る預託は、今回の監査対象事業としていない中心市街地商業集積促進事業に係る預託と合わせて金融機関と契約を締結し、一体的に実施されているため、本意見については中心市街地商業集積促進事業についても述べている。

【図表 31】金融機関への預託金額と融資あっせん残高

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
預託金(千円)①:			
一般制度	5,087,000	6,064,000	6,000,000
特別制度	169,424	165,562	160,000
計	5,256,424	6,229,562	6,160,000
融資残(千円)②:			
一般制度	14,417,362	16,408,691	17,860,987
特別制度	174,763	167,475	161,589
計	14,592,125	16,576,166	18,022,576
実際の預託倍数②/①:			
一般制度	2.83 倍	2.70 倍	2.97 倍
特別制度	1.03 倍	1.01 倍	1.00 倍
目標とする預託倍数:			
一般制度	3 倍	3 倍	3.44 倍
特別制度	3 倍	3 倍	2.9 倍

(出所)市提供資料より監査人が作成した。

※【図表 31】に記載の資金のうち、「一般制度」は中小企業金融対策事業に係る資金(一般事業資金、小口零細企業資金、創業資金、産業活力創造資金)、「特別制度」は中心市街地商業集積促進事業に係る資金(設備近代化資金、空き店舗利用資金)である。

ここで、目標とする預託倍数は、当該年度の融資実績をもとに算出した次年度末の融資見込残高を次年度預託金額で除して算出している。目標とする預託倍率は全ての金融機関で

同じ倍率である。

次年度末融資見込残高÷次年度預託金額＝目標とする預託倍率

【図表 31】から、一般制度についてはほぼ目標を達成しているが、特別制度については実際の預託倍率が目標とする預託倍率と比べ大幅に少なくなっていることが判る。即ち、実際の融資実行額が融資見込額を大きく下回る結果になっている。

このような結果になっている事について市は、「設備近代化資金」については「商工業振興案内パンフレット」を配布し金融機関に周知を行っているが、制度周知が徹底できていないと分析している。また、中心市街地の空き店舗に入居する際に利用できる「空き店舗利用資金」については資金使途が設備資金に限定されているが、事業開始にあたっては運転資金も借入したい事業者が多く、他の制度を利用することから実績が低水準で推移しているとする。利用者増に向けて、秋田商工会議所が実施する「あきた起業塾」において融資制度の説明を行っているほか、広報での事業周知や金融機関担当者向けの制度勉強会等を開催するなど、さらなる周知を図る方針とのことである。

制度の周知徹底、「空き店舗利用資金」については、事業者が利用しやすい制度に設計変更を加える等の対応を検討する必要がある。この制度の利用者が増えることを期待したい。

## 2. 創業支援事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業内容、事業の目的

人口減少と少子高齢化が進行するなか、地域経済の担い手となることが期待される新規創業者に対し、創業にかかる必要経費を補助することで、開業率の向上と企業の成長による本市経済の活性化を図ることを目的とする事業である。

#### ② 補助金の概要

補助金は秋田市商工貿易振興課関係補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づいて支出されており、支援メニューは「創業支援事業」「A ターン創業支援事業」「伝統工芸創業支援事業」の三つに分かれている。それぞれの補助金の概要は以下のとおりである。

#### (ア) 補助対象者及び補助金の額

支援区分	補助対象者	補助率	限度額
創業支援事業	<p>本市において、法人の中小企業者として新たな事業を開始する具体的な計画を有する者であって、次の要件に該当するもの(応募日において法人として事業を行っていないこと)</p> <p>◎優れた事業計画で本市産業の振興が期待できること。                      ◎事業の実現性および成長性が認められること。                      ◎創業が確実であること。                      ◎創業の模範となる事業であること。                      ◎市内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合その他これらに類するものをいう。)から資金の調達が見込める事業であること。                      ◎次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税に滞納がないこと。</li> <li>・公的金融機関等からの融資等に係る債務の不履行がないこと。</li> <li>・個人事業主が法人となる場合(法人成り)は、事業の拡大を伴う場合であって、応募日が創業日から起算して5年未満の期間内であること。</li> <li>・秋田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。</li> </ul>	<p>1/2</p> <p>女性枠 3/4</p>	<p>500千円</p> <p>女性枠 750千円</p>

支援区分	補助対象者	補助率	限度額
A ターン創業支援事業	<p>県外から本市に住民登録し、中小企業者として、新たに事業を開始する具体的な計画を有する者であって、次の要件に該当するもの</p> <p>◎優れた事業計画で本市産業の振興が期待できること。  ◎地域活性化に資するものであること。  ◎事業の実現性および成長性が認められること。  ◎創業が確実であること。  ◎次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税に滞納がないこと。</li> <li>・公的金融機関等からの融資等に係る債務の不履行等がないこと。</li> <li>・秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。</li> <li>・本市に転居しようとする者又は応募日が本市に転居した日から起算して36箇月以内の者</li> </ul>	3/4	750千円
伝統工芸創業支援事業	<p>本市の伝統工芸の技術の伝承・向上等を目的に、新たに事業を開始する者又は事業開始日から起算して5年未満の者のうち事業を拡大するものであって、次の要件に該当するもの</p> <p>◎法人又は会員規約を有する任意団体等により事業を行うことなどにより、後継者育成策を講じること。  ◎地域活性化に資するものであること。  ◎事業の実現性および成長性が認められること。  ◎創業が確実であること。  ◎次の要件を全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有すること。</li> <li>・市税に滞納がないこと。</li> <li>・公的金融機関等からの融資等に係る債務の不履行等がないこと。</li> <li>・秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。</li> </ul>	2/3	1,500千円

(出所) 交付要綱及び補助金パンフレットより監査人が作成した。

(イ) 補助対象経費

当該補助金の対象経費は以下のとおりである。

支援区分	補助対象経費の区分	内容
創業支援事業 Aターン創業支 援事業 伝統工芸創業 支援事業	事業拠点費	事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費
	設備費	店舗および店舗の付帯設備の改造、改装等に要する経費
	機械器具費	パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、厨房機器、作業機械、車両(乗用車を除く。)などの創業に伴い必要となる機器、備品類等(中古品は対象外、備品は単価3万円以上のものとする。)の購入経費
	広告宣伝費	会社設立時や事業継続に必要なホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオ CM、パンフレット・チラシ作製等に要する経費 ※
	申請手数料等	会社等の設立に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

(出所) 交付要綱より監査人が作成した。

※ 伝統工芸創業支援事業について、区分「広告宣伝費」に「展示会等への出展に要する経費」が補助対象経費として追加される。

(ウ) 補助実績

ここ3年の補助実績件数は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付件数	18 件	18 件	7 件

③ 創業支援関連サービスについて

当事業では補助金交付の他に、市内の創業者を総合的に支援するために様々なソフト面のサービスを提供している。

(ア) インキュベーション・マネジャーの配置および創業支援

秋田市の創業支援の拠点であるチャレンジオフィスあきたの入居企業に対する各種支援、意欲ある市内企業等の販路拡大、事業拡大のため、インキュベーション・マネジャーおよび嘱託職員を配置し、県内・県外に企業と同行し、折衝用務等を行っている。令和元年度は 66 件

の相談があった。

(イ) 創業支援ポータルサイトの運営

各種創業支援情報を一元的に発信する秋田市創業支援ポータルサイト(アキチャレ)の運営を行っている。

(ウ) 創業支援セミナーの開催

起業家を講師に招き、起業家や市内企業向けのビジネスセミナーを開催し、市内経済活性化や起業家の新規開拓につなげている。

④ 事業費の推移

令和元年度は補助金交付件数が前年度比較で減少したことから、当初予算額に対する支出割合が 38.7%(8,055 千円÷20,782 千円)と低位であった。

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	20,743	20,255	20,782
決算額	10,505	17,110	8,055

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	2,741	嘱託職員雇用等
共済費	407	嘱託職員社会保険料等
報償費	332	創業支援事業審査委員謝金
旅費	199	
需用費	318	
役務費	58	
使用料及び賃借料	317	
負担金、補助及び交付金	3,681	創業支援補助金
合計	8,055	

## (2) 監査の結果

**【指摘事項 9】「事業拠点および生活拠点を示した地図」の未徴求について**

交付要綱第 38 条 1 項(3)にて補助金申請を受ける際に「事業拠点および生活拠点を示した地図(以下、当頁において「地図」という。)」を徴求することとなっているが、市は徴求を行っていない。今般、3 件の補助金交付事務を監査したが、全ての案件で徴求がなされていない状況であった。

**【図表 32】監査対象補助金交付事務**

補助対象者	補助区分	補助金交付確定額
法人 A 社	創業支援事業(女性枠)	750,000 円
法人 B 社	創業支援事業	500,000 円
個人事業主 C 氏	A ターン創業支援事業	750,000 円

交付要綱にて地図を徴求すべきと定めた趣旨として、生活拠点と事業拠点が適切に分離されていることの確認や、事業の実現性、成長性等を総合的に判断する材料として利用することにあると解される。特に、補助区分「A ターン創業支援事業」では、個人事業主としての新規創業も補助対象となっているが、個人事業主の生活(家計)と事業の区分の線引きが曖昧になりやすいという性質からも、適時適切に地図を徴求し、事業拠点と生活拠点の分離を確かめる必要があるだろう。市には、交付要綱に準拠し、地図を徴求することを求める。

**【指摘事項 10】創業事実の確認書類の未徴求について**

市が行う創業支援補助金の交付事務として、客観的な証拠に基づく創業の事実を把握・確認することが必須である。今回監査した上表**【図表 32】 監査対象補助金交付事務**における法人 A 社及び法人 B 社の事案では、適切に法人の登記簿謄本を徴求し創業事実を確認しているが、個人事業主 C 氏の創業事案においては客観的な証拠を入手していない状況にあった。個人事業主であっても、税務署に提出する開業届や、事後になるが創業 1 期目の確定申告書を徴求するといった客観的な資料を徴求しなければならない。

なお、上記の指摘を行った背景には、補助金の詐取を防止することを主眼とする内部統制を市として構築すべきであるとの監査人の考えがある。当該補助金の補助対象経費は、開業に関する経費であるとして相応に広い範囲で、パソコンやカメラ、車両等の家計と隣接する機械器具費も補助対象として認められている。このような状況下で、市は、健全な懐疑心に基づき、事業を創業すると虚偽の申告を行い、当補助金を利用し機械器具類を購入しながらも、事業を行わない又は限りなく小規模で行うといった不正を行う者の存在も十分に想定しなければならない。このような不正を行う『機会』を低減するため、市は、個人事業主の申請に際して開業届や確定申告書といった客観的な証拠を徴求する内部統制を構築すべきである。

### 【指摘事項 11】 敷金を補助対象経費とすることについて

補助対象経費の事業拠点費として交付要綱上「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」と定めているが、市は、この事業拠点費に「敷金」も含むものと解釈し、交付先の敷金支出を補助対象経費としている。

不動産実務上、敷金とは入居者の故意または過失等により発生した汚損、毀損の退去時の修繕負担や入居者の賃料の不払いに対する担保金であり、残金は原則として退去時に入居者に返金される性質を持つ。故意・過失に基づく修繕負担や、賃料不払いが無い場合には、基本的に支出した敷金は全額入居者へ返金され、そのことは市から補助金交付先へ何ら対価性のない寄附(補助金交付先にとっては利益)を行っていることに他ならず不合理と考える。また、交付先が行うであろう敷金支出の会計処理においても、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って「経費」ではなく「資産」として計上し、退去時に資産を取り崩す処理が行われることが通常は想定される。すなわち、敷金の経費性は認められず、交付要綱のいう「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」には該当しないとする解釈が自然であろう。今後、市として敷金を補助対象経費から外すことを検討されたい。

なお、今回監査した補助金交付事務3件において、敷金を対象に補助金を交付している事案も見られるが、仮に敷金支出を補助対象外とした場合であっても、補助金の金額変更はなかった。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 19】 個人事業主の補助金申請の深度ある検証について

「【指摘事項 9】「事業拠点および生活拠点を示した地図」の未徴求について」及び「【指摘事項 10】創業事実の確認書類の未徴求について」と関連するが、個人事業主の創業支援補助金申請受付時の留意点として、事業用と生活用の区分を明確に把握・確認し、家計部分に関する経費は適切に補助対象外とすることが市には求められている。

#### ① 居住用マンションで事業を実施している

今回の個人事業主C氏の補助金申請・交付において、事務所(マンションの1室)の賃貸敷金及び保証金の計 198,000 円が補助対象経費となっており、根拠資料として賃貸契約書が添付されているが、当該賃貸契約書上の用途が「居住用」となっていた。市の担当者として当該事実を認識しておらず、申請者に対して特段のヒアリングは行っていない。

居住用マンションを貸主に黙って事務所用として使用している場合や、貸主との口頭合意により居住用マンションを事務所用として使用している場合等、事実としてあることも予測はされるものの、補助対象経費への適合性を判断する市としては、このような記述がある場合に、補助金が生活用支出に利用されてしまうリスクを認識し、その賃貸契約に至った顛末の合理性も含め徹底的にヒアリングし、十分な心証を得る必要がある。

② 生活と隣接した機械器具類の購入について

C 氏の補助金申請・交付において、機械器具費として、PC、iPad、ミラーレスカメラ、プロジェクター、高級ダイニングチェア等の家計(生活用)と隣接した支出合計 814,586 円が補助対象経費として認定されているが、市はそれらの機械器具の事業利用の方法について詳細なヒアリングは行っていないようである。これらの支出は、一般的に補助金不正のリスクが高い項目と考えられるため、健全な懐疑心をもって、設備の事業利用、用途について詳細ヒアリングしなければならない。

**【意見 20】 国・県からの補助金受領の確認について**

創業支援補助金の交付要綱第 36 条 2 項にて、国・県等から同様の目的の補助金を受けている場合は、市の補助金の補助対象者から外れる旨が定められている。

国、県にも類似の補助制度があるため、市は適切な確認を行う必要がある。この点、市は、創業計画の指導時に綿密なコミュニケーションをとっており、国・県から同様の補助金を受けているか否かは捕捉できる仕組みにはなっているとの説明を受けた。しかし、現状では、計画指導内の口頭確認に留まり、確認内容の文書化まではなされていないのも実情である。一層の確実性を担保するため、国・県等から同様の目的の補助金を受けていない旨の誓約書等を入手することも検討されたい。

**【意見 21】 支援区分「伝統工芸創業支援事業」のパンフレットへの記載について**

創業支援補助金の紹介パンフレットを閲覧する限り、補助メニューの「創業支援事業」「A ターン創業支援事業」は対象者や補助対象経費、申請の流れ等の詳細説明があるものの「伝統工芸創業支援事業」についてはパンフレットに一切の記載がない。この理由は定かではないが、伝統工芸創業支援事業については利用者が限定されることから紙面の関係も含め記載を省いているのではとのことであった。

前述「(1)②(ア) 補助対象者及び補助金の額」に記載したとおり、伝統工芸創業支援事業の補助限度額は 1,500 千円と他の補助メニューの限度額 500 千円、750 千円と比較して高額であり採択された場合に高い補助効果が想定されること、そもそも利用者が限定されることが予想されるのだからこそ利用促進のためにパンフレットで PR する必要があるものとする。

支援区分「伝統工芸創業支援事業」についてもパンフレットに記載し、広く募集することを検討されたい。

**【意見 22】 創業支援事業審査委員会のメンバー構成について**

補助金対象者の要綱適合性の判断のうち、市税の滞納の有無や反社会的勢力チェック、創業時期等の事務的判断は市の所管担当者が行っているが、創業事業の確実性、実現可能性、成長性、資金繰り等の経営実態の判断は創業支援事業審査委員会が担っている。この創

業支援事業審査委員会(以下、「審査会」という。)には、市内の中小企業診断士や有力企業の経営者等に加え、市からは地域金融機関で実務経験がある創業支援担当課長が参加しており、経験豊富なメンバー構成となっており、審査会議事録を閲覧する限りにおいてもその能力・資質・経験に疑義はない。

一方で、現審査会メンバーは 50 代を中心に構成されているが、将来の市を担うであろう若手をメンバーに加え、多様な年代の視点を入れることは、新たな発想の発出や、敏感な市場感覚に基づく新しい提案がなされること等のメリットが多分にあると考えられる。また、若手にとっても、経験豊富な現審査会メンバーと同じ目線で秋田市における事業経営について責任をもって考え、議論し、結論を下すことは他に代えがたい経験であると考え。すなわち、若手の審査委員を登用することで、審査会における深度ある議論の実施、若手のキャリア形成の両面から有意義だろう。個人的な考えとしては、市場感覚を向上させることを目的に、能力・経験等を精査のうえ市の若手有望者を審査委員に加えることを提案したい。

### 【意見 23】 交付要綱上の補助対象者要件の追加記載について

創業支援補助金の交付要綱上、支援区分「創業支援事業」では補助対象者要件について「市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。」として、金融機関から資金調達できるレベルでの創業計画の策定が求められている。一方で支援区分「A ターン創業支援事業」「伝統工芸創業支援事業」においては、交付要綱上、同様の要件がない。

この理由を市の担当者にヒアリングしたところ、過年度からすべての支援区分について、同様の要件であり、明確な理由は定かではないとのことであった。実際の創業計画の審査においては、全ての支援区分において同一の視点で、金融機関から資金調達できるレベルでの創業計画か否かという観点から審査を行っており、支援区分「創業支援事業」において他の支援区分と比較して特段レベルの高い要件を課しているわけではないとのことであった。

とすれば、事務実態に合わせ、支援区分「A ターン創業支援事業」「伝統工芸創業支援事業」にも「市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。」とする補助対象者要件を交付要綱上設定すべきである。

### 3. 商店街空き店舗対策事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容、事業の目的

中小企業者の空き店舗等への新規出店に際し一定の経費補助を行うことにより、商店街の空き店舗解消とにぎわい創出、活性化、商業集積を促進することを目的とする事業である。

##### ② 補助金の概要

本補助金制度は秋田市商工貿易振興課関係補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に定められており、詳細は下記のとおりである。

##### (ア) 補助対象事業、対象者

補助対象事業	補助対象者
中小企業者、商店街団体等および市民団体等が、商店街または秋田市立地適正計画における都市機能誘導区域に存する空き店舗等を利活用する事業	空き店舗等を利活用する中小企業者、商店街団体等および市民団体等とし、次の全ての要件に該当する者 1 空き店舗等が存する商店街団体等の構成員となり、商店街活動に積極的に参加すること。 2 市税に滞納がないこと。 3 商店街内での移転、都市機能誘導区域内での移転および中心市街地からの移転を行うものでないこと。 4 過去に本事業による補助を受けたことがないこと。 5 新規創業者又は事業をやめてから相当の期間が経過している場合は、事前に、商工会議所、商工会およびその他の支援機関等が実施する創業塾、経営指導等を受講するとともに、事前に中小企業診断士等の経営指導を受け、それに基づく事業計画書を作成すること。 6 許認可等を要する業種は、申請手続の時点において、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、事業を営んでいない者であって新たに事業を開始する場合は、申請中であって、その許認可等を受けることが確実であること。 7 事業内容に確実性があり、補助事業終了後も継続営業が見込まれるものであること。

(出所) 交付要綱及び補助金パンフレットより監査人が作成した。

(イ) 補助対象経費、補助率及び補助限度額

当該補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は以下のとおりである。

対象経費区分	内容	補助率 限度額
改装費	店舗の改造、改装に要する経費及び建物と一体となって機能する設備費(商棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む)	補助率: 対象経費の 2/5 以内 限度額: 100 万円
宣伝広告費	ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオ CM、パンフレット・チラシ作製等に対する経費	補助率: 対象経費の 2/5 以内 限度額 20 万円
賃借料	店舗賃借料および共益費	補助率: 賃借料および共益費の 1/2 以内 限度額: 100 万円 補助期間: 12 か月分

(出所) 交付要綱より監査人が作成した。

(ウ) 補助実績

ここ 3 年の補助実績件数は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付件数	2 件	2 件	3 件

③ 事業費の推移

(単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	14,480	1,828	5,170
決算額	11,812	1,619	3,690

(注) 平成 29 年度は商店街振興事業内で実施したため、商店街振興事業の金額を記入している。

④ 事業費の主な内訳

(単位: 千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	70	
負担金、補助及び交付金	3,620	商店街空き店舗対策補助金交付
合計	3,690	

**(2) 監査の結果****【指摘事項 12】「空き店舗等の図面」の未徴求について**

交付要綱第 26 条 2 項にて補助金申請を受ける際に「当該空き店舗の図面(以下、当頁において「図面」という。)」を徴求することとなっているが、市は徴求を行っていない。今般、3 件の補助金交付事務を監査したが、全ての案件で徴求がなされていない状況である。

**【図表 33】 監査対象補助金交付事務**

補助対象者	業種	補助金交付確定額 (令和元年度)
個人事業主 A 氏	飲食業	263,000 円
個人事業主 B 氏	飲食業	518,000 円
個人事業主 C 氏	飲食業	2,055,000 円

(注)令和元年度の補助金交付合計額 3,620 千円には、上表 3 名への支出に加え前年度補助金申請者の当年度分家賃が含まれる。

交付要綱にて図面を徴求すべきと定めた趣旨として、交付要綱第 25 条 2 項にて「店舗面積の内、補助対象事業と関連がない部分は、補助対象としない」と定めており、図面にて当該「補助対象事業と関連がない部分」の有無を特定することや、店舗の広さやレイアウトを確認することで、補助対象者の要件である「事業内容に確実性があり、補助事業終了後も継続営業が見込まれる事業」に係る心証を得ることにある。市は、交付要綱に準拠し、適切に図面を徴求すべきである。

**(3) 監査対象事業に対する意見****【意見 24】着工届、完成届の適時入手について**

交付要綱第 5 条「設備等の工事を伴う補助事業を実施する補助事業者は、当該補助事業の着工時に着工届を、完成時に完成届を、それぞれ市長に提出しなければならない」と定めている。前記【図表 33】監査対象補助金交付事務における B 氏の店舗改装にかかる工事について、着工届および完成届は令和元年 12 月 20 日に提出されているが、実際の着工は令和元年 10 月 28 日、完成は 10 月 29 日であり、着工届及び完成届が実際の日付から約 50 日後に提出されていた。

調査を行った結果、B 氏の手続上の誤りであり、不正の意図や実害はないものと考えられた。一方で、適時の着工・完成届を求める交付要綱の趣旨としては、着工時点を適時に把握し、工事のモニタリングを可能せしめることにより工事経費支出の仮装による補助金詐取の機会を低減させることや、適時に完成時点を把握することにより、年度末までに完了した工事を補助金対象とする旨を定める本補助金の期間帰属を明確にする効果があるものと思料される。

今回のケースにおいて実害はないものの、交付要綱の趣旨を鑑み、市は適時の着工届・完成届の提出を行うよう補助先を指導徹底する必要がある。

### 【意見 25】 改装費の範囲の明確化について

本補助金が対象とする改装費の範囲は交付要綱上、「店舗の改造、改装に要する経費及び建物と一体となって機能する設備費(商棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む)」と定めており、文言を読む限りにおいて、「建物に固着している建物付属設備や構築物等を対象として」とも読み取れる。一方で、前記【図表 33】監査対象補助金交付事務における B 氏の事案では、改装費としてバスケットケース(990 円)やカウンターチェア(45,605 円)、スツールタイガー(簡易椅子)(2,442 円)等の建物には固着せず、単独で機能する什器設備が支出されていた。確かに、カウンターチェア等はカウンターという建物に付随する店舗設備として改装費に含むとの解釈の余地はあるだろうが、バスケットケース等は消耗品とも考えられ、改装費と考えることが自然であろう。

補助対象経費たる改装費の定義について担当者に伺ったところ、明確な基準は定められていないようであった。現状では、補助対象経費が担当者の判断に依存してしまい公平性が害されている状況にあるといえる。今後は、改装費の定義を明確に定め、補助先に事前にアナウンスを行うことにより一貫性をもった制度運用を求めたい。

#### 4. キャッシュレス化対応検討経費

##### (1) 事業の概要

##### ① 事業内容、事業の目的

秋田市の様々な部局においてキャッシュレス関連業務(市内事業者のキャッシュレス化推進、交通系 IC カードの導入、マイナンバーカードの普及等)が発生しているなかで、関連技術の動向や先進地の取組等を踏まえながら、秋田市における決済のキャッシュレス化について、対応方針を検討することが当事業の目的である。

令和元年度においては、庁内の情報共有と連携を目的とする「キャッシュレス化対応庁内会議」を1回、市内事業者等を対象とした「キャッシュレス決済導入説明会&展示会」を1回開催している。

##### ② 事業費の推移

(単位:千円)

	令和元年度
当初予算額	561
決算額	166

※ 令和元年度より開始した事業である。また、予算に対し決算が少額であるのはコロナ対応により中止した説明会等があるため。

##### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	36	
需用費	60	
役務費	16	
使用料及び賃借料	54	
合計	166	

##### (2) 監査対象事業に対する意見

##### 【意見 26】 キャッシュレス化対応促進の加速化について

キャッシュレス化対応に関しては、令和2年度(2020年度)の経済産業省のモデル自治体としては全国29自治体が選定されたが、秋田県では横手市が東北唯一であった。経済産業省では令和7年(2025年)までにキャッシュレス決済を40%まで引き上げる「キャッシュレス・ビジ

ョン」を策定している。地方自治体のキャッシュレス化対応は、マイナンバーカードの普及促進、ウィズコロナに対応した経済活動、感染症終息後のインバウンドへの対応に加え、近時の自治体 DX(デジタルトランスフォーメーション)の一環として、欠くことができない施策である。当該事業に関する説明会等がコロナ禍で中止となったことは皮肉な出来事ではあり残念ではあったが、当該施策の加速化はむしろ現在の状況だからこそ求められるのであり、さらに重点施策の1つとして検討されたい。

#### IV 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出

##### 1. 6次産業化シーズ育成事業

###### (1) 事業の概要

###### ① 事業の目的

6次産業化に大きな可能性を持つシーズ(種)の育成を目的に、地域の支援を行うことを目的とする。

###### ② 事業の内容

###### (ア)ハピネットズヴィレッジ構想協議会支援

「ハピネットズヴィレッジ構想」とは、2014年1月に設立された農業法人(株)上新城ノーザンビレッジと地元農業者やプロバスケットチーム・秋田ノーザンハピネットズが協力して農業を中心とした地域の活性化を図ろうとする6次産業化の試みであった。廃校となった旧上新城中学校周辺を拠点とし、ブランドの構築を図り、そのブランド力を活かして、秋田の豊かな食をもっと県外の方に知ってもらおうと同時に、地元の方との交流、子どもの食育の場としての機能も果たしていこうとしたものであった。

当該事業については、これが本来民間の活動を支援するものであったこと、それについて一定の目的は達成できたこと、更には秋田市自身が6次産業化等を支援する施設として平成31年4月に「農山村地域活性化センター(通称:さとびあ)」を開設し(運営は指定管理者が実施している。本監査の対象外)、当該施設を通じたより一般的なシーズ(種)の育成活動が可能となったことから、当初ハピネットズヴィレッジ構想協議会に支出予定であった補助金は、報償費に流用し、従来の「ハピネットズヴィレッジ構想協議会」から発展的に改組された「さとびあ活性化協議会」の委員会の報償費として使用された。

「さとびあ活性化協議会」は、さとびあを拠点とした都市と農村の交流の促進や農山村地域の魅力発信など、農山村地域の多様な資源を活用した活性化について協議をすることを目的とする協議会である。なお、当該協議会は令和元年度には3回開催された。

###### (イ)加工技術研修、加工研修室運営費及び専任職員の雇用

秋田市園芸振興センター内の加工研修室において、畑で取れた野菜を使った加工品、新商品開発等6次産業化に取り組むことを希望する市民に対し、指導を行っている。

当該加工研修室の1年間の利用状況は以下のとおりであった。

【図表 34】加工研修室の利用実績(令和元年度)

年 月	見学者(人)		使用者(人)		使用料 (円)
	件数	人数	件数	人数	
平成 31 年 4 月	-	2	3	15	1,620
令和元年 5 月	-	13	0	8	0
元年 6 月	-	7	1	6	540
元年 7 月	-	34	3	53	3,240
元年 8 月	-	3	9	56	9,720
元年 9 月	-	0	9	40	21,060
元年 10 月	-	20	7	23	11,000
元年 11 月	-	0	3	61	2,750
元年 12 月	-	40	7	78	7,700
2 年 1 月	-	8	8	137	6,050
2 年 2 月	-	11	7	54	6,050
2 年 3 月	-	21	5	26	3,850
合計	-	159	62	557	73,580

(出所)市作成の資料による。

### ③ 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	16,105	73,557	6,183
決算額	12,702	64,940	4,653

### ④ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	2,639	加工研修室嘱託職員給与
共済費	375	加工研修室嘱託職員給与
報償費	210	協議会委員報償費
旅費	106	
需用費	456	

役務費	4	
委託料	817	
備品購入費	34	
負担金、補助及び交付金	9	
合計	4,653	

## (2) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 27】6次産業化シーズ育成事業の見直しについて

6次産業化については、長年の政府の政策の一つであり、秋田市においても全国の施策と横並びの政策の1つとして当該支援事業に関与することは当然のことであろう。しかし政府においても「6次産業化の市場規模を2020年度(令和2年度)に10兆円とする」という目標を設定していたがその達成は不可能な状況であり、現在の政策の在り方についてはいきづまりを見せている。

その理由については様々な原因は考えられるであろうが、少なくとも現在の方向として、「6次産業化＝加工または直売」という考え方については見直しを図るべきではないであろうか。

秋田市の当該事業についても、300万円程度の人件費に対して、使用料収入が約7万円で、利用者は557人であることを考えると、利用者一人当たり5,000円程度の人件費をかけて運営していることになり、月によっては誰も来訪しない日も存在することになる。そうであれば、年に数回の講習会としたり、更には先進的な試みをネット等で配信するほうが効率的であるとも考えられる。各地の成功事例や市場のニーズをまとめて定期的に配信し、農業従事者に市場ニーズの感覚を継続的に植え付けてゆくことが、むしろシーズの育成につながるのではないかと考える。

私見ではあるが、都市(または地方都市部)においては、6次産業化の現代的意義はもはや薄れ、DX(デジタルトランスフォーメーション)の時代にあっては「農業DX」への特化に移行した方が、効果が見られるとも考えられる。【意見4】にも記載したが、この点も考慮することが望まれる。

## 2. 6次産業化起業・事業拡大支援事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的

専任指導員によるサポートや事業化支援等により、6次産業化に取り組む農業者等の所得向上や雇用の創出を図ることを目的とする。

② 事業の内容

専任指導員の雇用等を通じて農業者等を支援するとともに、秋田市農産加工品等販売促進協議会の活動の支援、秋田市6次産業化懇話会の運営等を実施する。

また、市内農産物を活用した事業活動を促進するために、農業者等が行う加工所及び直販所の新設・増改築等、商品開発、販路拡大等の取組に対して助成を行う。さらに、都市と農村の交流を促進することを目的として、農家民宿や農家レストランなどを新規に開業する農家等に対し改築費用の一部を補助している。

秋田市6次産業化懇話会の委員(任期:平成30年9月3日～令和2年9月2日)の構成は13名(商工関係団体3名、学識経験者3名、行政機関2名、研究機関1名、生産者3名、農業関係団体1名)から構成されており、当該年度には2回開催された。様々な立場から自由な意見が出されるとともに、現状の政策の実施状況についての要望や質疑も多くなされている。

なお、秋田市農産加工品等販売促進協議会については、令和元年5月29日付で解散し、当該活動は「秋田中央地域地場産品活用促進協議会」に活動が引き継がれている。「秋田中央地域地場産品活用促進協議会」は、平成30年4月に「JA新あきた」と「JA秋田みなみ」が合併し、「JA秋田なまはげ」となったことを契機として、同JAと管内の秋田市、男鹿市、潟上市が連携し、3市の農林水産業と食品関連産業の振興を図るために発足したもので、「農家のパーティ」ネットワークと同一のものである。

**【参考】農家のパーティ**

秋田市は、平成29年3月「秋田市農業ブランド確立総合戦略」を策定した。当該戦略策定にあたってはアンケート調査や市場調査を経て策定したもので、初年度(平成28年度)から3年目(平成30年度)までは、ブランドの基盤づくりのために、生産・流通・販売・消費者との連携と交流の仕組みを構築し、4年目(平成31年度)以降は、当初3年間で構築されたブランドの基盤を活かしながら、継続的な成長を実現するとしている。

このブランドの名称として「農家のパーティ」という名称を用いている。

当該戦略によれば、監査対象年度は戦略の実行が中心となる期間にあたる。「農家のパーティ」においては、地元産の農産物を認定するとともに、当該ブランドの元で市の内外に発信するとしている。

③ 事業費の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初予算額	14,901	15,069	15,221
決算額	13,932	19,487	12,823

## ④ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	3,761	専任指導員給与
共済費	579	専任指導員給与
報償費	49	協議会委員報償費
旅費	278	
需用費	207	
使用料及び賃借料	369	
負担金、補助及び交付金	7,577	商品開発や設備資金にかかる費用の補助等
合計	12,823	

## (2) 監査対象事業に対する意見

## 【意見 28】6次産業化懇話会の在り方と今後の戦略について

「6次産業化懇話会」の委員のメンバーについては各分野の専門家をバランスよく配置するとともに、女性の比率も高く人選に工夫の跡が見られるが、できればこれに加えシェフ等料理人の観点からの人選も考慮されることが望まれる。

また、意見の中には「様々な事業があるが、その先にどういった展開があるのか見えづらい」という指摘がなされている。これは、当該関連事業の間の論理的な一貫性のない点をも意識しているとも考えられる。先に示した、「農家のパーティ」にしても、「秋田市の農家のおいしい挑戦」とスローガンを示しながら、「秋田市は街と産地が近い。だから農家がいろいろな仲間とつながれる」と帰結され、確立したブランドに基づき、地産地消を強調しているにすぎないものとなっている。本来のブランドのあるべき姿は、秋田県外、特に他の大都市圏の消費者に対しアピールすべき農産物の確立にあるところ、その対象とする市場が内向きとなっている。

平成27年、28年の東京都中央卸売市場での7月から10月の秋田県産えだまめ出荷量日本一であったことを背景に、秋田市の有望産品としてえだまめの知名度の向上や販路の拡大に取り組んでいるが、山形のだだちまめの知名度にもまだ及んでいない。内向きの施策に満足することなく、日本だけでなく海外に積極的に商品を提供するとともに、戦略の方向をもう少し絞って特化することも考慮されたい。

## 【意見 29】農福連携について

「6次産業化懇話会」の委員の発言の中で「来年度は国の動きとしては、「農福連携」がキーワードになってくると思われる。より、幅広い形で6次産業化への取組が求められる事になると

思う。」という発言があった。「農福連携」とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現する取組であるとして、従来の事例は障害者の新たな雇用の手段として取り上げられることが多かったとされる。しかし、その現代的意義は、障害者にとどまらず、高齢者の生きがいや高齢者の認知症対応としても農業の有用性が指摘されているものである。当該事業にスマート農業を組み合わせるとすれば更に生産性の向上にも寄与する可能性がある。

このように考えると、高齢化が急速に進み、かつ医学的にも認知症リスクが増大する中で、田園都市構想も目指しているとされる秋田市の施策としては、農業政策と社会福祉・医療政策を同時に実現できるものとして傾聴に値する議論であろう。今後戦略を絞るなかでも有効な戦略の1つとして検討されたい。

### 3. 農商工連携ビジネス支援事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業の目的

農業者および商工業者等のマッチングを支援し、農商工連携ビジネスの推進を図るとともに、アグリビジネスへの新規参入を目指す事業家の発掘と育成を行うことを目的とする。

##### ② 事業の内容

農商工連携コーディネートおよび支援等活動費としては、企業訪問旅費等を支出している。アグリビジネス事業家育成支援としては、アグリビジネスへの参入を目指す農業者や商工業者向けのセミナーの開催、インキュベーション・マネジャーによる創業相談やアドバイスに伴う人件費等が含まれる。農商工連携イベント支援は、秋田市内の農商工団体が独自に企画して行う地場産品を活用したイベントに対し、秋田市が補助金を交付して事業の一部を補助するものである。令和2年(2020年)1月27日開催の「アグリビジネス創業支援セミナー&マッチング商談会」等も当該事業に含まれる。

##### ③ 事業費の推移

(単位: 千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	7,540	7,576	7,645
決算額	6,708	7,112	5,956

## ④ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	3,806	専門指導員給与
共済費	579	専門指導員給与
旅費	525	農商工連携コーディネータ出張費等
需用費	62	
委託料	693	セミナー開催費等
使用料及び賃借料	12	
負担金、補助及び交付金	278	イベント支援補助等
合計	5,956	

## (2) 監査対象事業に対する意見

## 【意見 30】農商工連携ファンドについて

近時、農商工連携については、組織的・集中的に対応する等の趣旨から各地で「農商工連携ファンド」を設置して運営する動きが主流となりつつある。秋田県においても、公益財団法人あきた企業活性化センターを通じて、「あきた農商工応援ファンド」を運営している。秋田市の農商工連携ビジネス支援事業においても、秋田県の事業と連携して当該業務を進める方が効果的と言えるであろう。この点を積極的に進めることが望まれる。

## 4. 地域特産品販売促進等事業

## (1) 事業の概要

## ① 事業の目的

県内商工業者とのマッチング商談会の開催や市内外の展示会への出展を支援するとともに、首都圏等への地域特産品等のセールスプロモーションを積極的に展開することにより、地元産品の知名度向上と販売促進を図ることを目的とする。

## ② 事業の内容

県内商工業者とのマッチング商談会の開催補助については、当初は「秋田中央地域地場産品活用促進協議会」へ事業内容を引き継ぎ実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、当該商談会の開催は中止となった。

農商工事業者販路拡大支援については、2件の補助実績がある。海外市場販促活動支援

としては、ベトナム、インドネシアへの商談業務等において秋田市農産加工品等を選定しPR等を実施している。地域特産品のPR活動事業については、首都圏等において秋田市産品のPR、販路拡大を目指して出展を実施したが、出展先は浅草ブロードウェイ(東京都台東区)、ふるさと交流ショップ台東(東京都台東区)、武雄の物産まつり(佐賀県)、あきた美彩館(東京都品川区)であった。工芸振興事業は、秋田市工芸振興協議会と連携し秋田市内の工芸品のPR・販路拡大を支援したものである。

なお、後継者の育成支援(技能承継・後継者育成に要する経費の補助)としては、秋田商工会議所が取り組む「秋田銀線細工」の支援に対して「秋田市伝統的工芸品支援補助金」を活用して補助を行った(補助額 353 千円)。

### ③ 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	5,536	6,427	7,350
決算額	4,370	3,953	3,686

### ④ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	50	
旅費	892	
需用費	323	
役務費	86	
委託料	1,155	
負担金、補助及び交付金	1,179	セミナー開催費等
合計	3,686	

## (2) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 31】地域特産物の販売戦略について

地域の特産物をいわゆるアンテナショップを通じて販売したり、物産展に展示するといった手法については、競合自治体が皆同様の販売促進戦略を実施する中で、岐路にたたさされているのではないであろうか。特に、コロナ禍の中で人の動きが限定される中において、ふるさと

納税だけではなく、クラウドファンディングを活用した手法、SNSを通じた発信、インフルエンサーを活用した情報の波及効果の利用等多様な手法が求められ、それらの成功事例も生じている。一方、それらの商品が消費者にとって魅力的であり、既存商品と差別化できるものでなければならない。

この点、島根県しまねブランド推進室の「ブランド」についての考え方として、「ブランドは、県などの行政機関が認定し、それに公認のマークなどを付与するものではなく、消費者が自ら選ぶものである。したがって、特産品開発の意欲のある事業者を支援することがブランド化につながる。」と指摘するように、単に地元の産品に支援を与えるのではなく、地元産品の中でも市場競争力と戦略の意欲のある少数の事業者に絞り秋田ブランドとして市場で認知されるようにする必要がある。

この中で、平成30年度に「どぶろく特区」として認定され、秋田県の協力を受けながら初めての製造を実施し、農家民宿の宿泊客や農業体験の参加者に提供しているとされるが、コロナ禍にあって、単一の商品だけでなく、いくつかの種類を持って市場で認知されることを期待したい。秋田市では、新政酒造の日本酒「No.6」のブランド化の成功例もあり今後期待したい。

なお、このような戦略として参考となるのは宇都宮市の事例である。現在の宇都宮市は決してぎょうざの街だけではなく、カクテルや地酒など市特有のブランド戦略が成功しつつある。

以上